

平成31年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成31年3月7日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成31年3月7日（木曜日） 午前10時00分～午後3時11分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸	議会事務局長：加藤博勝
総務部次長兼総務課長：福原勝人	秘書課長：加賀貢規
財政課長：伊藤公晃	契約検査課長：佐々木英樹
税務課長：今野清一	債権管理課長：竹村由喜美
総合防災課長：佐藤大	会計管理者兼会計課長：進藤博秀
選挙管理委員会事務局長：生田目新永	監査委員事務局長：伊藤直樹
神岡支所長：齋藤博美	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進藤稔剛

審議案件

- 第 1 議案第 5 号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第 6 号 大仙市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第 7 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第 8 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第 9 号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第 24 号 総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 第 7 議案第 36 号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第 8 号）【 説明・質疑 】
 - 第 8 議案第 41 号 平成30年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 9 議案第 44 号 平成31年度大仙市一般会計予算【 説明・質疑 】
 - 第 10 議案第 52 号 平成31年度大仙市内小友財産区特別会計予算
 - 第 11 議案第 53 号 平成31年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
 - 第 12 議案第 54 号 平成31年度大仙市荒川財産区特別会計予算
 - 第 13 議案第 55 号 平成31年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
 - 第 14 議案第 56 号 平成31年度大仙市船岡財産区特別会計予算
 - 第 15 議案第 57 号 平成31年度大仙市淀川財産区特別会計予算
-

午前10時00分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） 皆さんおはようございます。委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しの中お集まりをいただきましてありがとうございます。昨年の今頃外を見ると、まだまだ雪が多い頃だったなと今思い出してありますが、今年の冬は本当に我々高齢者にとって非常に助かる天気でした。このまま今年1年あまり、気象の変動の激しくない安定した年であることを祈りたいものだと思っております。桜の咲くのも少し早くなるかなと思いますが、そういう春を期待しながらこの後過ごせればと思います。

それでは、ただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は主に総務部関係について、明日8日は市民部及び両部に係る案件について審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして格段のご指導、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案6件、補正予算案2件、平成31年度当初予算案7件の合計15件でございます。内容につきましては、この後、各担当課長等より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、31年度の当初予算もあります。内容が大変多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心をお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第5号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第5号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に入ります前に同席させていただきます総務課の職員をご紹介します。職員班長の高橋参事です。文書法制班長大釜副主幹です。総務班長三浦副主幹です。アーカイブズ班長格森川副主幹です。つづきまして職員班の中邑主席主査です。同じく職員班の武藤主査です。以上よろしく願いいたします。

それでは、議案第5号大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料は、資料No.1の議案書でございます。議案書の4ページと5ページとなります。

本案は、国において、働き方改革と勤務環境の整備等を進めるため、国家公務員の長時間労働を是正するための措置が講じられておりますが、本市におきましてもこれに倣い所要の改正を行うものでありまして、平成31年4月1日から施行するものであります。内容であります。正規の勤務時間以外の時間の勤務、いわゆる超過勤務の上限時間数などを定めようとするものであります。具体的な内容は規則で定めることとなりますが、人事院規則に準じまして、月45時間、年間360時間の上限などを設ける内容となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 説明のなかで月45時間、年間360時間というふうに上限を決めたわけですがけれども、現状これを超えて働いている実態があるのかどうか。また、この上限を超えて働いた場合の処遇についてどうなるのか。教えていただきたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 月45時間という上限を設けるわけですがけれども、実際それぞれの課の繁忙期によりましては、月45時間を超える職員が実際にはおります。月60時間を超える場合も間々あります。こういった上限を超えた場合にどうなる

かということになります。6カ月以内に検証を行うということが義務付けられています。それが果たして避けられなかった時間外勤務であるかどうか、やむを得なかったのか、それをふまえたうえで何か是正できることはないかというふうな検証でございます。当市といたしましては、昨年の11月から定例庁議毎月行っておりますが、庁議におきましてこういった時間外の状況を、庁議資料として報告しております。そういった長時間労働になっている課については、その事情を説明するなどの実質的な検証を行って是正に努めているところであります。以上です。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 働き方改革では、いわゆる高度な専門職だとか、こういう方々の長時間を事実上制限しなくなるような、そうした傾向もあったわけですがけれども、当市においては、そうした状況に陥るといふか該当するような職種、例えばお医者さんだとかそういったのも考えられますけれども、そうした事態が予想されるものかどうか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） いわゆる今、佐藤委員のおっしゃったのは高度プロフェッショナル制度と呼ばれているものでありますけれども、これは年収が1千75万以上で、かつそういった専門的な職務ということになっておりますけれども、現在確かにお医者さんという可能性は否定できませんけれども、大仙市における職におきましては、こういった高プロを適用するような職員はいないというふうに認識しております。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 休暇ということでお聞きしますが、今、長期休暇で休んでいる人何人いるっすか。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 長期休暇にも種類がございますけれども、例えば産休、産休からそれに引き続く育児休暇では現在9名おります。それから病気で長期休暇となっている者は現在7名おります。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 実は私の感触では、産休とか育休に関しては問題ないとしても、病気で長期休んでる方もいるし、そういう点について人事配置について相当吟味しないと、支所の支所長が大変難儀しているのも、ある支所ではあります。基本的に言えば、退職して再任用された方が補充するような体制であれば良いんだけど、とれない所もある

とすれば長期休暇の、支所長が大分難儀している所もあるようなので、そういう点での人事配置についての認識はいかがですか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） ただ今本間委員おっしゃった様な状況があるということも認識しております。それに対しましては、そのままの体制でいける場合、それから例えば臨時職員ですとかそういったもので臨時的に補充する場合、それからまったくの人事異動でもって対処する場合、対処には色々ございますけれども、周りの職員が潰れることがあってはこれは大変な事態でありますので、そういうことのないよう配慮しているつもりでありますし、今後もそういった配慮をして参ります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） どっちにしても支所との連携の中で人事配置をして頂くようお願い申し上げます。この項終わります。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第6号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第6号、「大仙市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 議案第6号、大仙市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の6ページと7ページであります。

本案は、学校教育法の一部が改正されたことによりまして引用している条項にずれが生じております。したがってこれを整理するものでありまして、法律の施行日であります平成31年4月1日から施行することとしております。なお、制度内容にまったく変更はございません。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第7号】

○委員長（金谷道男） 次に議案第7号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 議案第7号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は8ページと9ページでございます。

本案は、職員の給与における時間外勤務手当などの額の計算方法を見直すほか、人事評価制度における業績評価の実施期間の見直しに伴う所要の改正を行うものでありまして、平成31年4月1日から施行することとしております。内容といたしまして、時間

外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当、或いは給与の減額などの額の算定にあたりまして、1時間あたりの手当等の額というものを定めております。この算出方法におきまして年間の勤務時間数を求める場合に控除する休日。これを分母から控除するわけでありまして、当市では国に準拠して土曜日と日曜日としておりましたけれども、これに加えて祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間、いわゆる年末年始を加える。これをつまり控除するということでありまして、したがって分母の数が減る関係で総じて1時間あたりの手当等の額というのは単価は総じて上がるということになります。

また、二つめの人事評価制度の見直しにともないまして、現在業績評価というものを行っております。それから能力評価というのも行っております。このうち業績評価を半年ごとに行ってございまして、つまり年度で2回行うということになっておりますが、様々な事情を考慮しまして、これを年1回にすることといたしました。本条例内では直近6カ月以内という文言が入ってございまして、これになりますと1年間の業績評価をやった場合、直近の6カ月以内ということにはならないというような弊害もございまして、この文言を削除するという改正を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） 業績評価って誰がどのようにして評価するものだしべ。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 業績というのは最初、例えば4月初めに職員それぞれが目標を立てます。このことについて、いつまでにどの位まで行うという目標を立てます。それを上司と検討して目標を設定いたします。これからの制度でいきますと1年後にそれがどの程度達成できたかということの評価いたします。まず自分で評価いたします。それを今度は所属長、いわゆる課長がそれを更に評価するわけです。それで業績としてAであるとか、Bであるとか、Cであるとかというふうな段階に応じて評価を付けるということで、更にそれを新しい制度でいきますと部長が確認すると、極端な評価がないかとか、そういったところを更に部長が見るということで評価を確定していくというふうな制度でございまして。

- 委員長（金谷道男） 佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛） 支所の場合は、支所長は部長待遇。
- 次長兼総務課長（福原勝人） そうです。
- 委員（佐藤隆盛） 支所長は部長待遇として評価すると。支所長がな。
- 次長兼総務課長（福原勝人） はい。支所におきましても当然課長がおりますので課長が評価をいたします。それを支所長が2次評価者として確認するということです。
- 委員長（金谷道男） いいすな。ほかにございませんか。はい、佐藤文子委員
- 委員（佐藤文子） 人事評価制度というのは、非常に職員の働きにくさを出してしまうんじゃないかという懸念があるわけですがけれども、実際この業績評価等を行って職員の処遇、配置という点での変更がこれまであったのかどうか。制度というよりも実際の職員評価を行った結果、その職員に対して処遇が変わるとか、配置が換わるとか、色々注意だけでなくそうした処遇問題に影響したことがあるのかどうか。
- 委員長（金谷道男） はい、福原次長。
- 次長兼総務課長（福原勝人） 業績評価、いわゆる人事評価というのは昇給、それから昇格にも影響いたします。ですので、実際例えば通常4号俸上がるのであれば、成績が悪ければ2号俸であるとか、それが4号俸のところを6号俸上がるとか、そういうことは実際にございます。
- 委員長（金谷道男） 佐藤文子委員
- 委員（佐藤文子） ちょっと立ち入るような質問になるけれども、そうした評価のせいだと思いますか、そのことによって非常にいわゆる働く意欲がなくなって途中で辞めていくとか、そういうふうな実態はありませんでしたか。ないですね。
- 委員長（金谷道男） 福原次長。
- 次長兼総務課長（福原勝人） ないものと認識しております。
- 委員長（金谷道男） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。
- これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第8号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第8号、「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。福原次長。

○次長兼総務課長(福原勝人) 議案第8号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。
議案書は10ページから14ページまでとなります。

本案は、非常勤の特別職の職員の報酬につきまして、各委員等の勤務実態に合わせた報酬額とするため議案書11ページに記載の別表第1のとおり見直しを行うものであります。

内容につきまして、1点目としまして、12ページをご覧ください。12ページの中ほどであります。内小友財産区管理会及び大川西根財産区管理会の委員の報酬について、これまで年額2万9,000円としていたものを、それに続きます協和地域の財産区4つございますが、こちらの管理会の委員の報酬額、これは現在6,100円であります。日額。これに合わせて日額6,100円とするものであります。

2つ目といたしまして、同じく12ページの財産区の下になりますが、防犯指導員の報酬額につきまして、報酬月額を隊長にありましては6,200円から4,000円に、隊員にあつては5,200円から3,600円に改めるものであります。

3つ目といたしまして、更にその下であります。情報公開・個人情報保護審査会、それからアーカイブズ運営審議会、弘田の柵跡環境整備審議会、旧池田氏庭園保存整備審議会、この4つの委員の中で、いわゆる法律家あるいは大学教授等の有識者の報酬額であります。これまで日額2万円としていたところを1万円に改めることとしております。

4つ目といたしまして、主に13ページ以降となりますけれども、日額6,100円としていた区分の委員の皆様につきましては、先程説明いたしました内小友財産区管理

会も含まれるわけでありますが、勤務実態に応じた報酬ということで、勤務4時間以内の場合における報酬日額を3,000円に改めます。4時間を超える場合は、これまでどおり6,100円とするものであります。

また、この別表につきまして、この際委員の並び等々を整理いたしました。以上平成31年4月1日から施行するものであります。

どうかよろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方お願いします。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 財産区の委員の活動状況というふうなものが、その下の同じ金額になっている審議会委員といわれる方々の活動内容と、ほぼ会議は1年に1回とか2回とかという状況、その時だけ活動している状況なのかどうか。それからこの財産区委員会の4時間以内3,000円というふうにしているわけですがけれども、今までの年報酬でしたね大川西根、内小友。こうした方々は会議等に参加できない事情もあろうかと思いますが、出席しなかった場合にはその年俸は支払われていたものかという点。そして、今回いわゆる6,100円というふうなものに変更になった日額報酬は出席できない方には支払われないというとらえ方でいいのかどうか。もう一点は、事実上この時間支給というふうなものになっているんですけども、色んな会議、委員会こういったところの会議の時間というのは、私も出席したところでは2時間以内に終わってたのが通常だったんですけども、実際この報酬、日額6,100円というのは実際には殆どが3,000円で納まっちゃうような状況なのではというふうに思っているんですけども、その会議の時間というのはどのようになってるものなのか、以上4点お願いします。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） まず内小友、それから大川西根財産区の現在の年額2万9,000円で勤務実態はどうかということで、勤務としては管理会を開催した場合に出席していただくということが主な勤務実態ということであります。また、年額制にしておりますので、例えばその管理会の会議があった場合それを欠席した場合でも年額報酬は支払っておりました。これからは日額6,100円、4時間以内であれば3,000円となるわけですが、会議を欠席した場合には支払う予定はございません。支払われないということであります。それから、全体を通して多いのは2時間以内の会議が多いのではないかというご指摘であります。そういった会議も多くあります。一方で4時

間を超える、例えば私の所管でいいますと指定管理者選定委員会というのがございます。指定管理案件が多ければ丸1日以上といいますか、9時、10時から始まって5時、6時というところまでやっているような、そういった審議会の例も当然ございます。ですからそういった状況に応じた報酬額となるべきではないかという考えのもとでこういった改正を行わせて頂きたいということでございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 財産区管理会の委員の報酬は、協和管理会のほうと合わさったわけですがけれども、いわゆる仕事の中身と、条例で見ますと他の審議会以上に審議内容というか、非常に複雑、多岐にわたっているようにも思うわけでありましてけれども、普通の会議以外の財産区管理会委員という方々の活動内容は、会議以外の活動はなさっていないのでしょうか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 財産区管理会の委員の皆様におきましては、いわゆる財産の検分、例えば山林の検分にお出かけいただいたり、あるいは研修会も年1回行っているということでございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、会議出席だけではなくそうした活動に参加しているということに対してもしっかりと報酬が支払われるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 当然活動は会議ばかりではございませんので、そういった職務に従事していただく場合は報酬は支払うということでございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。佐藤清吉委員。

○委員（佐藤清吉） 防犯指導委員のことだけれども、旧町村単位で防犯指導員いると思うけれども、大仙市全体で防犯指導員の定数とか決まってるものですか。定数の中で充足率はどうなっているのか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 大仙市の場合、防犯指導員の定数は非常に多くございまして50名となっております。他市に比べると横手市は59名ですがけれども、他に比べると多い定数となっております。定数50に対して実数は、現員数は45名であります。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤清吉委員。

- 委員（佐藤清吉） そうなってくるとこの報酬が少なくなることによって、防犯指導員がもっともっと減る可能性があるような感じがしますが、その点はどのように考えてますか。
- 委員長（金谷道男） 伊藤課長。
- 環境交通安全課長（伊藤敬） 今回、防犯指導員は2年に一度の任期の更新にあたっておきまして、今の報酬の見直しも説明した上で承諾書を頂きました。高齢により更新しないという方もおりますけれども、予定としましては防犯指導員の入れ替えもありますが、43名防犯指導員を新たに任命する予定となっております。
- 委員長（金谷道男） 佐藤清吉委員。
- 委員（佐藤清吉） 定数が50名といわれてますよね。実際今現在が45名であって、31年度については43名と、段々減ってきてますよね。これちょっと不安な面というのは、例えば私どもの村で防犯指導員といえば結構頼むことが多いんですよ。運動会であれ盆踊りであれ、夜の活動やる場合は子どもさんがいるということで非常に時間長く頼んでいるわけですが、減るといことはこれから考えていく必要があるのかなと思っておりますのでそれについてもう一つだけお願いします。
- 委員長（金谷道男） 伊藤課長。
- 環境交通安全課長（伊藤敬） 防犯指導員が交代されるときには、できるだけ後任者を見つけて頂くというような形でお願いしておきまして、実際今回3地域におかれましては後任者がいて引き継がれるという形にはなっております。もちろん防犯指導員を定員になるべく満たしていくということが必要でもありますけれども、中々現状必ずしも充足できてないという状況にありますので、地域の防犯協会と一緒に防犯活動を行っていくということで補っていきたいと考えております。
- 委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 今ここに書かれているのは、大仙市特別職の職員で非常勤という形で出てる費用という解釈でいいすな。そうだとすれば、14ページの下水道事業運営審議会という名前があるんだけど、これ上水道も含めて公営企業に移行したなかで、下水道の運営委員ということになったら基本的に公営企業法のなかさ入るんでないかと費用的なもの、というのは運営の審議となるとこれ公営企業法のなかでという解釈されるのではないかと私は思うんだけど、ここの解釈だ。
- 委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 公営企業も含めまして、報酬につきましては条例事項とされておりましてここで定められているということでありまして、その経費がどこから出るかというのは、また別の問題でありますのでここで定められているのが正しいということでございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） それ分かる。だとすれば、これはあくまでも公営企業法のなかの条例ということだと思ってくれるけれども、だとすればこれはずして公営企業法のなかさ入れるのも、じゅんずるなりそういう形のほうがもっとも分かり易く、そして費用もそちらから出すというふうに、だから上水道の事業審議会と下水道に関しては条例を移行するような形も一つの案でないかと思ってだ。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） まったく本間委員のおっしゃるとおりそういう手法もあるかと思えます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） だとすれば、今すぐというわけではなくても総務委員会としても検討事項に入るかどうか委員長の判断だと思いますけれども、まず一応提議しておきます。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。私一点やってもいいですか。この特別職の委員の報酬だけでも、この人達は費用弁償、いわゆる旅費というのは支給されるされない。はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 11ページの表をご覧頂きますと旅費につきましては右側の欄にございせんか。6級相当の職員の旅費を受けるということになっております。

○委員長（金谷道男） はい、すいません。その確認でした。ありがとうございます。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第9号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第9号、「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長(佐藤大) 総合防災課佐藤でございます。よろしくお願いたします。説明に入ります前に本日同席しております職員を紹介いたします。防災班長の藤田副主幹でございます。雪対策推進室の吉川副主幹でございます。

それでは、議案第9号、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料N o 1の議案書の15、16ページをご覧ください。

今回、改正する点につきましては、大仙市災害弔慰金の支給に関する条例の災害援護資金の貸付利率及び保証人の有無等についてでございます。これまで法令において定められていたものが、法改正によりまして、この貸付基準が条例委任されたことに伴い一部改正するものでございます。災害援護資金は、災害救助法が適用されるような災害が発生した際、法で定める要件に該当する大きな災害を受け、かつ収入が一定以下の世帯が対象となる融資制度となっております。

一点目の改正点、貸付利率につきましては、これまで年3パーセントと法で定められておりましたが、改正後は3パーセント以内であれば条例で定めることが出来るものです。大仙市では、現在も市と県の利子補給要綱により、実質無利子となるよう助成制度を設けていることから、今回の改正により無利子と改正したいと考えております。これにより、利子補給の手続きやそれに伴う事務手続きなどが省略できることとなります。

次に、保証人の有無ですが、一定の収入以下の世帯が貸付対象となることから、将来的な債権回収を担保するためには、これまでどおりの法定基準どおり、保証人は必要であると考えております。

次に、償還方法ですが、これまで年賦のみとしておりましたが、半年賦償還も選択できるようにしております。施行期日につきましては平成31年4月1日からとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） この条例改正案には賛成ですけれども、2つほど聞きたいと思います。まず今までこの援護資金を借りた利用状況というか、現状を教えてくださいと思います。そしてまた、返済というふうなものが始まっているかどうか分かりませんが、返済が滞っているケースが現実あるのかどうか。というのをお聞きします。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 一つ目のご質問ですけれども、利用状況につきましては平成29年7月の水害におきまして、家財が流された方につきましては3件ほど、150万、3件ですね。トータルで450万円の融資を実施してございます。二つ目のご質問の返済についてでございますけれども、貸付から3年間は返済猶予という形をとっておりますので、29年度に借りられた方の返済開始が平成33年度以降となっておりますので現在滞納等されてる方はいない状況でございます。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第24号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第24号、「総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第24号、総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の81ページから84ページになります。

本案は、消費税法及び地方消費税法の改正により、本年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられること伴ひまして、総務部及び市民部が所管します公共施設の使用料などを改定するものでございます。

なお、本案は、改正動機が消費税率の改定に伴うものであることから、関係します6条例をまとめて改正する整備条例方式でご審議をお願いしておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議案書のほうは82ページになります。第1条の大仙市立中仙農村環境改善センター及び第2条の大仙市史跡の里せんぼくさくまる館につきましては、総務部財政課が所管します2施設の研修室などの使用料を改定するものでございます。

83ページになりますが、第3号から議案第6条までにつきましては、市民部環境交通安全課が所管いたします大曲墓園、神岡墓地公園、西仙北墓地公園及び協和墓地公園この4施設の管理手数料を改定するものでございます。

84ページになりますが、これらの改正につきましては、消費税率の改定に合わせて、所要の経過措置を設けた上で平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 消費税の延期というものを過去2回行ってきて、今参議院に送られてまず予算が通るだろうというふうなところまで来てるわけですがけれども、いまだ消費税を今上げるのは大問題だという立場から運動も起きてますし、増税賛成の立場からの延期を求める声も大分あがってるわけですがけれども、いずれこの自治体の公共施設の消

費税を10月1日からの値上げに合わせて条例を改正するというのであれば、なお流動的な状況を少し踏まえて6月議会とか、そういうあたりに提出しても問題はないのではないかと私は思ったわけですが、これを今提出してきた理由を少し考え方述べていただければと思います。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 予算上、歳入においても消費税から発生する交付金等いただいております。こういったことも全て増税になるだろうという見込みのもと、予算に反映しているものもございます。そういったものと全て統一をとったということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 今度は具体的に色々料金の上げ方なんですけれども、いわゆる8パーセントから10パーセントに2パーセント上げるということで、ちょっとざっくり計算してみましたところ、純然たる2パーセント上昇というものでないものもあるやに見受けました。わずか大きいところでは10円単位で、2パーセント分よりも10円も多く上がってるとか、そういうきりのいいところで設定をされたんでしょうけれども、そこら辺見たってどうせ分からないだろうなって思ってそういうふうにしたのかもしれないけれども、そういう事実がおありでしょう。どうでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 計算はしております。その上で条例にあげさせていただいております。今回、財政課所管ということで中仙の施設、それから仙北の施設、2施設あがっておりますが、実はそれぞれちょっと計算方法が違ってはおります。元々の金額、要は5パーセントになる前の元の金額、これが分かるのであればそれに1.1を掛けるという方法、それから元が分からないのであれば1.08で割り返した上で1.1を掛けるという方式。こういったのが混在してしまうという例はございますけれども、きちんとした元の数字に基づいて計算していることは間違いございませんのでご了解いただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 全てをまだ計算してるわけではないですけれども、いくら上がったのかというのは、殆ど生涯学習施設、スポーツ施設も含めて今調べているんですけれども、今回のさくまる館、中仙のセンター、墓園の問題では、これは10パーセントにしたと

ころで、10円ちょっと高いんじゃないなんて思ったところもあったもんですから、これ5円、10円と言いますけれども事実上の値上げなんですよね、そういう意味でこの消費税の対応というのは、これ消費税法で、地方税法で決められて転嫁せざるを得ないということは分かりますけれども、しかし市民にとってはやっぱり値上げということにつながりますので、出来ればこの2パーセント分の元値を引き下げるということの方が、そうして料金を変えないという、そうした選択はなかったものかどうかちょっとお聞きします。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） あくまでそういう考えはございませんで、法律にのっとった形で今回やらせていただいたということでございます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 議案第24号、総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、反対の立場で討論いたします。本案は中仙農村環境改善センター、さくまる館の使用料及び墓園管理手数料を10月1日から消費税増税に伴い引き上げようとするものであります。増税をめぐっては過去2回の増税延期を決定した時期に比べても景気は悪化傾向にあり、実質賃金は増えず消費は落ち込んだままというふうな状態であります。増税そのものには賛成と明言する財界人からも今増税したら大変なことになるという声もあがり、衆議院での予算通過後も増税反対の動きが強まっているところであります。この改正は、増税ありきで公共料金使用料の消費税増税を行うというふうなものであり反対を表明するものです。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

本件は委員の挙手により採決いたしたいと思っております。これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手 5人）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩（午前10時53分～午前11時01分）

【議案第36号】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第36号、「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） それでは議案第36号、平成30年度一般会計補正予算第8号の財政課所管分補正予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに、本日同席しております、財政課職員を紹介いたします。財政班班長高橋参事でございます。管財班班長伊藤主幹でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、補正予算書資料No.2の16ページ、事業説明書におきましては1ページをご覧願いたいと思います。

2款1項6目10事業の財政管理費につきましては、29年度の震災復興特別交付税に係る返還金として、2,369万1千円の補正になります。

震災復興特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興に当たりまして、被災団体が全力で取り組めるようにするため、また被災団体以外の団体に負担を及ぼさないよう、復旧・復興事業の地方負担に充てるために創設されたものでございます。

補正内容でございますが、29年度に実施いたしました、国際花火シンポジウム関連事業費などの実施に要する一般財源所要見込額に対しまして、震災復興特別交付税の交付を受けておりましたが、特定財源が入ってきたことによる財源実績額との差により精算の上、返還するものでございます。震災復興特別交付税の精算につきましては、その省令によりまして、交付された年に精算できない場合は次年度において返還するということになっておりますので、その手続きに則り過大で交付を受けた分を返還するものでございます。

次に、補正予算書は同じページになります、事業説明書は2ページになりますので合わせてご覧いただきたいと思っております。

2款1項41目90事業の財政調整基金積立金につきましては、積み増し分4億5千万円と利子分27万9千円の補正でございます。財政調整基金につきましては、これまで災害等の不測の事態に備え、市の標準財政規模の約1割にあたります30億円を目標に積み増しを図って来た結果、28年度末には約34億5千万円の残高を確保することが出来ておりました。その後、29年度に発生しました大雨災害の復旧財源などとして12億円の取り崩しを計上したほか、30年度当初予算においても6億円を取り崩し、残高は22億5千万円まで減少しております。こうしたことから、今般3月補正におきまして各事業の実績等を踏まえ財源が確保できたことから、4億5千万円の積み戻しを計上したところでございます。しかしながら、このあと31年度当初予算になりますが、普通交付税の減少などから一般財源を確保するため、同額となります4億5千万円の取り崩しを計上しております。

なお、一般財源の確保のほか、近年頻繁しております自然災害に迅速に対応出来る財務態勢を早期に整えておかなければならないことなどからも、先の目標でありました残高30億円を再び確保しなければならないというふうに考えておりますので、今後、特別交付税或いは市税収入の動向などを踏まえてのこととなりますが、現時点では、最低でもあと2億円の積み増しは可能と見込んでおりますので、今年度末の専決処分という形になりますが、今後の更なる積み増しにつきましても、よろしくご理解の程お願いしたいと考えております。

次に、補正予算書は同じページでございますが、42目の減債基金積立金は、利子分の積立として1万6千円の補正でございます。

次に、43目の地域雇用基金積立金は、利子分1万5千円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の施策として実施しています要支援児童保育対策や学校生活支援員の雇用に係る財源として積立を行っており、30年度末の残高は約1億1,300万円となります。なお31年度当初予算に約5,700万円の取り崩しを計上しておりますので、現時点、当初予算編成後の残高見込みは、約5,600万円ということになっております。

次に、48目の地域振興基金積立金は、利子分38万2千円の補正でございます。地域振興基金につきましては、合併特例債を活用しまして17年度から10年間で40億円の積立を行ってきております。27年度からは地域振興に関連するソフト事業の財源として活用しております。また、基金造成分とは別に大曲地域の内小友宮林きょうふう

じきょうかいからの寄附金4,400万円を別に積み立てて同地域の事業財源として活用しております。30年度末の同基金残高は約31億8,000万円となります。なお31年度当初予算に約2億5,500万円の取り崩しを計上していることから、現時点での当初予算編成後の残高見込みは約29億2,500万円となるものでございます。

次に、51目の公共施設修繕引当基金積立金につきましては、利子分5万3千円の補正でございます。公共施設修繕引当基金につきましては、今後も増加が見込まれる公共施設の修繕等に備えるため、22年度から積立を行っております。30年度末の残高は約4億500万円となっております。31年度当初予算に約1億5,900万円の取り崩しを計上していることから、当初予算編成後の残高見込みは約2億4,600万円となっております。なお、地域雇用基金、公共施設修繕引当基金につきましては、財政調整基金同様、今後の特別交付税あるいは市税収入の動向、これらを踏まえまして、今年度末の専決処分、積み増しを図っていきたいと考えております。

つづきまして、補正予算書は25ページ、事業説明書は3ページになります。

12款1項1目90事業長期債元金償還金は、2億4,020万円の補正でございます。現在0.75パーセント以上で民間資金から借入をしております長期債につきまして、秋田県市町村振興資金からの借換債を財源として繰上償還をし、低利子に借換を実施するもので、20年度に借入した公営住宅整備事業債など3本の借り換えを行うものでございます。この借り換えによりまして約1,300万円の利子の軽減が図られる見込みとなっております。

次に、2目90事業の長期債利子償還金でございますが、今年度適用となります借入後10年経過の利率見直し方式の市債につきまして、新たな利率が大幅に引き下げられたことに伴います利息の減額、それから29年度事業債につきまして当初見込みよりも低利率での借入が出来たことなどから、3,800万円の減額補正でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） それでは、議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算第8号のうち総合防災課分についてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書17ページをご覧ください。17ページ一番下の行でございます。

3款5項1目80事業災害救助扶助費につきましては、昨年5月18日からの大雨災害による寄附金が2件で10万円ございました。こちらを一般財源から特定財源へ財源振替をいたしまして、災害で被害を受けた方にお配りした見舞金である扶助費へ充当するものでございます。

つづきまして22ページをご覧ください。

9款1項5目10事業防災対策費でございますけれども、こちらは災害備蓄品の購入につきまして現在不足しております備蓄品を購入するものでございます。不足しております食糧、水、毛布、トイレ等を入札により購入いたしまして、入札の結果必要数は充足されましたのでそれによる請負差額312万8千円を減額補正するものでございます。

次に9款1項5目40事業の災害に強い町づくり事業でございます。こちらにつきましては、自主防災組織等活動育成事業補助金でございます。こちらは自主防災組織の活動を育成するために自主防災組織が購入いたしました防災資機材や訓練活動費あるいは地区防災マップの作成費等を補助するものでございます。今年度までの実績見込みによりまして補助金の予算400万円を減額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。本間委員。

○委員（本間輝男） 財政調整基金の積立金の中に30年の特別交付税の部分の配分、これ入ってねっしな。

○委員長（金谷道男） 財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 特別交付税、色別に付いておりませんので、その部分についていくら入ったとかっていうのはちょっと分からないんですが、いずれ特交、それから税収入或いは不要額そういったもの諸々含めまして、ある程度積めるものは積むという形で進めてきておりますので、いくらというふうになるとちょっとそこは答えは、数字としてちょっと出せないという状況でございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 特交部分6パーセントがよ、まずあると思うんだけど、さっきの話によると、更に2億円積むとなればそれなりに特交部分の財源も当然見込まれてるはずだと思うので、そこ説明しないとこれ中々理解できないよ。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 申し訳ございませんでした。今積み増しを図った4億5千万の部分には特別交付税は入っておりません。特別交付税の決定はこれからになりますので、予算との兼ね合いを見て積み増しを進めたいということでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 自主防災組織育成のための災害に強い町づくり、これ予算の半分以上を減額する補正を行ったわけですけれども、現状この自主防災組織というものの組織化が今後、現状からどれ位伸びる見込みをされているのか、中々組織を作れない、そうした地域格差というふうなものがどうなっているのか教えていただければ。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） ご質問の第1でございますけれども、自主防災組織の組織率につきましては、現在大仙市内で91.2パーセントに達しております。それ以外の残りの8パーセント程度ですけれども、まだ結成されていない組織といたしますのは、なかには地元で町内会がないであるとか、特に大曲の市街地におきましては、そういった町内会であるとか横の繋がりがちょっと薄くなっているような町内会、自治会につきましては中々結成に向けての取り組みがあまり進んでいないという状況にはございます。ただそういった自治会につきましても、我々根気よくその都度自主防災組織のあり方についてご説明などを申し上げながら、今後結成に向けて推進してまいりますようお願いしているところでございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 秋田県市町村振興資金という枠があるんだけれども、これは市町村に大体の大枠というのは年度に振り分けがくるのかどうかまず一点。それから、それを原資にしてやるんだけれども、これが時期的に3月なのか2月なのか4月なのか、年中借りられるのかそこら辺の見極めちょっとお願いします。

○委員長（金谷道男） 財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 最初の質問でございます。振り分けというお話がございましたけれども、要望がある団体を県のほうで取り纏めましてヒアリングを行うと、その中で決定していくということでございますので、一律いくらとかそういうのではなくて、年度によっても違いますし、当然借入する市町村も違ってくるということでございます。そ

れから二点目でございます。借り入れは3月に借入するというところでございます。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 端的に申せば要望したのが100パーセント充当なってるかどうかとの判断したいの。

○委員長（金谷道男） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 今年は要望した分については満額いただいております。そうでない年も実際ございました。あまりにも市町村の要望が多くて県のほうでパンクしてしまうというようなことがあって、色々各市町村で調整を図ったということはございますけれども、今年度はそういうことはございません。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つだけ。この借換債というのは償還10年ですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） そのとおりでございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論、採決は、明日、8日に市民部と一緒にまいります。

【議案第41号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第41号、「平成30年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） それでは、補正予算書63ページをご覧ください。

議案第41号、平成30年度淀川財産区特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ598万1千円を追加し、補正後の予算総額を1,018万5千円とするものでございます。

補正予算書の69ページをご覧ください。補正予算の内容であります。始めに、2款1項2目10事業の財産管理費につきましては、288万7千円の補正でございます。平成29年の大雨災害を受けまして、秋田県で実施している広域河川改修事業及び淀川災害復旧等関連緊急事業に供する土地として、淀川財産区有地を秋田県へ売り渡したこ

とから、その土地売払収入の一部について、入会権損失補償契約に基づきまして、中淀川部落協議会、それから下淀川部落協議会へ収益配分を行うものでございます。また、作業道災害復旧工事中の支障木売払収入もあったことから、同様に中淀川部落協議会へ収益の一部を支払うものでございます。

次に、2款1項2目11事業の淀川財産区基金積立金につきましては、ただいま説明しました、土地及び支障木売払収入の収益分配後の残額を基金に積み立てるもので、309万4千円の補正でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 売払収入を分配したというふうなことのようですが、いわゆる権利者に分配したということですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） そうです。権利者というか協議会のほうに分配したというものでございます。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 協議会では、その分配された収入をそれぞれの協議会員に個別にまた分配されるものなんでしょうか。これって。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 個別ではなく協議会として、ちょっと使い道等は我々も把握はしておりませんが、そういうことだと理解しております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第44号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第44号「平成31年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いします。加藤議会事務局長。

○議会事務局長（加藤博勝） それでは、議案第44号、平成31年度一般会計予算における議会費の内容について、ご説明申し上げます。委員会資料の19ページ及び予算書の51ページをあわせてご覧いただけます。

1款議会費の予算総額は3億2,711万8千円で、前年度比較307万7千円の減となっております。主な要因といたしましては、平成31年度は、昨年末に小山議員が辞職したことによりまして議員数を27名分の計上により、議員報酬及び手当、共済費などが減額となったことが主な要因となっております。

それでは、事業別に内容をご説明申し上げます。

7事業、議員報酬・期末手当及び共済費につきましては、2億3,845万4千円でございます。前年比992万8千円の減でございます。議員報酬につきましては、1億4,131万2千円でございます。先程申し上げましたように議員27名分の予算措置でございますので、対前年比518万4千円の減となっております。議員期末手当につきましては、4,536万8千円で、期末手当の支給率が改定となりましたが、議員数の減員によりまして、前年比96万2千円の減となっております。共済費につきましては、5,177万4千円で、議員共済年金の給付費負担金率が100分の38.2から100分の36.9に1.3ポイント引き下がったこともございまして、対前年比で378万2千円の減となっております。

次に10事業の議会活動費でございます。1,704万4千円でございます。対前年比236万1千円の増でございます。内容につきましては、各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる旅費を、前年度と同額の1人当たり10万円、広報広聴常任委員会と議会改革推進会議の旅費につきましては、1人当たり5万円としてございます。

そのほか、本会議や委員会等の費用弁償や、議長の韓国唐津市や台湾の訪問旅費、また、首都圏ふるさと会及び有縁交流都市でございます宮崎市との交流にかかる旅費につきましては全議員分を計上してございます。そして政務活動費につきましては、こちらも前年同額、月額1人当たり1万5千円、そして議員特別研修負担金は1人当たり5万円の31年度は20人分を計上してございます。

次に11事業の議長交際費につきましては、前年度と同額の90万円でございます。

次に12事業議会管理費につきましては、406万4千円でございます。前年度比23万8千円の減でございます。内容は、職員の随行旅費、議会本会議の会議録の反訳の委託や、FMはなび放送番組制作委託料が主なものでございます。

13事業の議会広報発行経費は、469万8千円で、単価及び10月からの消費税の増により27万5千円の増となったものでございます。内容につきましては、年4回の表紙のカラー印刷、平均で16ページ、3万1,500部を印刷する議会だよりの経費でございます。1部当たりの単価は税込みで34.2円としてございます。

最後に50事業の議会費負担金は、57万8千円、対前年比1千円の減でございます。これは、全国市議会議長会、東北市議会議長会、秋田県市議会議長会、全国自治体病院経営都市議会協議会、全国高速自動車道市議会協議会等に対する負担金でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。本間委員。

○委員（本間委員） 議会活動費の中で、宮崎県に議員全員が行くという話し今されたんだけど、議長もいるんだしどもこれいつ決まったんだしか。決まったというかこれ予算だからまだ決まらねべども。こういう話はどっから出てきてどういうふうな形で出たのか。ちょっと確認を求めます。

○委員長（金谷道男） 局長。

○議会事務局長（加藤博勝） 今まで宮崎市との交流は有縁交流ということで、合併前の協和地域と宮崎市の交流ということで交流事業やってきましたけれども、来年度からは、市長の施政方針でちょっとふれておりましたけれども、宮崎市と大仙市それぞれ全体の交流ということで持っていきたいということで、議会としても宮崎市を訪問いたしまし

て向こうの議会との交流、意見交換としていきたいということで今回全員の議会の旅費を計上したところでございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間委員） 別に反対するものではないので、そこだけは誤解のないようにしてほしいんだけど、当然こっちから行くということは向こうからも来るという解釈でそれなりの対応してらしか。

○議会事務局長（加藤博勝） 来るということはまだ決まっておられませんけれど、とりあえずはこちらの方から視察したいということでございます。

○委員長（金谷道男） 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 28 分～午前 11 時 37 分）

○委員長（金谷道男） 会議を再開します。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて、議会事務局に対する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） それでは、総務課所管分についてご説明申し上げます。

資料は、資料 No3 の予算書、128 ページをお開き願います。はじめに議員及び特別職の人件費の合計は、右側のほうの欄 4 段目になりますが、5 億 3,726 万 2 千円を計上しておりまして、前年度比較 3 千とび 4 万 3 千円の増となっております。これは、4 月に県議選、また、7 月に参院選が控えておりまして、投票管理者や投票立会人など非常勤特別職に要する人件費の増が主な要因となっております。

続きまして、129 ページをご覧ください。一般職の人件費につきましては、720 名分、60 億 2,675 万 4 千円を計上しており、前年度比較 2 億 5,358 万 8 千円の増となっております。なお、再任用短時間勤務職員については、昨年度より 25 名少ない 30 名分を計上しております。

続きまして、資料変わりました 3 月 4 日に皆様のお手元に配布になったかと存じますが、31 年度当初予算概要総務民生常任委員会という表紙の資料をご覧くださいと思います。

こちら1ページと2ページをお願いいたします。大きく増減のあった事業について説明させていただきます。

まず一番左側のNo.4のところ2款1項1目12事業の総務一般管理費の7,146万3千円につきましては、前年度比較1,650万6千円の増であります。臨時職員賃金の単価の引き上げと、県外派遣職員に係る経費の増が主な要因となっております。

続きまして、No.6番2款1項1目18事業、人事給与システム更新経費215万9千円についてであります。新規事業となっております。現在使用している人事給与システムについて、サーバーの耐用年数によりまして今後保守ができなくなるということから、更新に要する経費となっております。

2ページ目に移りまして、No.11、2款1項2目19事業アーカイブズ関係経費の1,479万6千円につきましては、前年度比較549万3千円の減であります。これは今年度実施いたしました大書庫棟のサッシ改修工事が完了したこと、また、施設看板などに関わる費用が減額となっていることによるものであります。

続きまして、No.13、2款1項14目12事業の行政協力員関連経費3,261万円につきましては、前年度比較685万2千円の減としております。これは、広報の発行回数を年12回としたことに伴いまして、行政協力員の報償費につきましても見直しさせていただいたことによる減となっております。

以上、簡単であります。総務課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 職員数は再任用分が減ったという理解で良いのかどうか。全体の職員数というか正職員数は変わらない、再任用数分が全体として減ったということなのかどうか。もう一度ちょっと。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） あくまで予算上の129ページの720というのは、職員720前年と変わらないという予算でございます。再任用部分は減らして計上しておりますが、これは一般会計と他の特別会計の分等々もございまして、全体で申し上げますと職員数は減っております。正職員もそれから再任用も、若干今年般定年退職者が減るというような事情もございまして、職員全体としては数は減っております。したがって

まして職員の足りない部分を、今年度17名再任用切れなどの職員で嘱託として補いましたが、今時点の見込みでありますと、更に34名ほどの嘱託職員を採用しなければ現在の体制を維持できないという状況でございます。以上です。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 再任用職員が中々お願いしても、再任用を受け入れる職員が少なくなっているという現実があるわけで、嘱託職員もいっぱい採らなければいけないと、再任用の職員が終わった後、更に嘱託職員化というふうなことで進めているような感じですが、こうなってる原因は何だと考えてる。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 職員数は計画通り順調に減っているわけでありまして。ただ今、佐藤委員おっしゃったように再任用に手を挙げる方が少ないかということ、そういうわけではございませんで、昨年定年された皆様では6割強の方が再任用希望されて、今年度まもなく退職される方々では、75パーセント位の方が再任用に手を挙げていただいておりますので、ただし絶対数は、今年度定年が29名であります。昨年度は46名ほどおりました。そういったことで一概には申し上げられませんが、再任用に手を挙げる方が少なくなったわけではないと、率が下がったわけではないわけです。逆に年金接続までの年数が段々長くなりますので、この割合は上がっていくものと思います。今年度の事情を申し上げますと、新規職員採用で35名ほどを予定しておりました合格を出しました。しかしながら14、5名辞退という3分の1ほど、これは過去に例のない多さでありました。そういったことの影響もありまして、予定しておった人数を確保できないと、現在17名ほど足りなくて職員の皆様お願いしてありますが、そういった影響もありまして来年度は更にそういった部分から上乘せになってきているということでございます。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 14、5名がこちらに入るのをお断りされてるというふうな、これは都会のほうに良い賃金なども、そういった所が増えてきたということが原因ですか。その要因を具体的に。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 成績優秀な方は県庁も併願しております。他市町村も併願しております。そういったことで特に一番多かったのは県庁の併願で、県庁の合格が

出て県庁に参りますという例が一番多くありました。そのほか、他市町村、それから東京都庁ですとか国の機関、こういったものもございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 採用の件で今年度から方式を変えてということで、色々採用活動も早まるというふうなこともあるようですが、今のようなこうした他市町村に行ったり県庁へ行ったり、東京都へ行ったりというふうなことが、その方法で改善が見込めるものなのかどうかというあたりのほうはどのようにご覧なってますか。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 来年度実施する試験については、リクルートのSPI3を使うということでご説明申し上げておるところでございますが、これは民間で活用されている試験でありまして、試験期日も随分早くなります。それから、特段公務員試験に向けた特別な準備が必要ないということがございます。そういったことで受けようと思ってる方、これまでは公務員試験を志望した方々が主に受けに来ておりました。ところがそれも段々パイが少なくなっているなかで取り合いになっている状況であります。そういったことを踏まえまして、民間で行っている試験の採用によって、民間を志望している方、しかしながら公務員のほうも迷っているということだけれども、民間のほうも早く決まるんで民間に行くというふうな声もありました。実際やった青森県の黒石市では受験者が数倍に増えたということでもあります。そういったことで、まず受けていただく方々の人数、それから志望が公務員志望だけではなくて、こちらもしっかり考えてみようかと思わせるようなところからも募集しなければ、そういった人材を獲得できない状況にあるということから、こういったことを試みた訳でありまして、我々としては人材はより多く集まるというふうに見込んでおります。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 新規採用はもっと集まると、増えると見込んでるようですが、今抱えている問題はもう一点、年度途中の退職というふうな方々も結構出てきていると伺っております。新しく入られて数ヶ月、あるいは1年足らずで辞められるというようなケースがあるというふうなことで、新人の教育というか即戦力を求めがちな傾向にあるのではという私の問題意識がありますけれども、そうした意味で定着をしっかりとさせていくための新人教育というものは、しっかりやっつけていかなければいけないのではないかと、そういう意味では私は常日頃、色々知識と経験をしっかりと持っている再任用の皆

さんにその部分をしっかり發揮していただくというようなことを、いつも感じているわけですが、その年度途中の退職者を少しでも防ぐ対策というあたりでの考えはどのようにお持ちでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 実数を申し上げますと今年度中途退職は4名であります。しかしながらこれは実は中堅の職員が主であります。今年度末に3名も退職いたしますが、それは経験2年目の職員も含まれております。即戦力を求めがちではないかというご指摘でありますけれども、2年前から高卒程度の初級の人材獲得もしております、長い目で育てたいということ、優秀な人材が外に出るのを防ぎたいということから高卒の枠も設けたところでもあります。そういったことで、決して即戦力だけを求めているわけではないと、地元でじっくり育てたいということ、それから地元に着して欲しいということで、そういった観点からも研修等々は行っておりますし、そういった先輩職員からも指導も行っております。しかしながらそういったこれは時代の風潮と一言で言ってしまうとあまりに乱暴かもしれませんが、そういった考え、いわゆる一回就職したら最後まで、というふうな考え方とはまた若干違う選択肢も当然持っている職員もなかにはいる、ということであろうというふうに考えております。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、高橋徳久委員。

○委員（高橋徳久） 行政協力員の関連のところでお伺いしたいんですが、行政協力員の方にはどの位の謝礼がいつてるものなのか、あるいはもう一つは、それは各町内というかその地域にそれは、いつているのか、それとも個人でその方をお願いしていることなのか、その辺合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） 行政協力員の皆様への報償費につきましては、均等割で年額現在1万円であります。それから世帯割、配っていただく世帯の数これが千円となっております。したがって40世帯担当していただくと年間5万円ということになります。これを新年度からは均等割を8千円、世帯割を800円にさせていただきたいということでございます。この謝礼がその後どうなるかということでもありますけれども、行政協力員の委嘱にあたりましては、町内会から推薦していただいている地区もございません。それから個別に直接お願いをしているところもあります。その町内会によりましては行政協力員の報償費は、町内会費に繰り入れて運用しているという町内も実際ござい

ます。しかしながら、市の立場で申し上げますと、行政協力員の委嘱行為でありますのであくまで人、市は人に委嘱をして人に報償費をお支払いするという事で、その先の使途につきましては、こちらでは関与するところではありませんので、そのような形、様々な形があるということでもあります。

○委員長（金谷道男） はい、高橋委員。

○委員（高橋徳久） ありがとうございます。それでお聞きしたいんですが、実際ある方からお聞きしましたが、その方個人に源泉というか、例えば7万とか8万とか貰ってるよという通知が、ようは課税の対象になるわけですよ。ところが実際その人は町内に納めてますので手元に7万とか、8万とかという高額なものは貰ってないんですよ。ところが個人に対してということで市は対応されますので、あくまでもその方個人に収入があったということになりますので、そうすると申告のときにえらい困るということをお聞きをしましたので、それに対してどういう対応をされるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 福原次長。

○次長兼総務課長（福原勝人） その点大変申し訳ないんですけども、源泉徴収は義務であります。当然のことながら先程申しましたように人と市という形にさせていただいておりますので、源泉徴収はさせていただいております。実際町内会に入っているということもお聞きしている例もありますけれども、現在のところはこの形をとらざるを得ないということで、何か良い解決策あるかどうかについては現在のところ思いついておりません。

○委員長（金谷道男） 高橋委員。

○委員（高橋徳久） そうした場合には、町内会に逆に入らないような、そういうふうなシステムというか、町内から推薦いただいてというふうなことで町内で、言い方変ですがちょっとはねるというふうな形をとってるのが、やはりどうなのかなという思いもありますので、その辺個人なら個人、町内なら町内というのをきちんと対応していただければ、町内に全額そちらに払いますというふうな形で個人には入りませんよということであれば、町内会費の中からその方に日当という形でお支払いすれば良い話で、市では個人にあげる、町内にあげるというのをきちんと各地域全部統一していただければ、良いのかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、福原次長。

- 次長兼総務課長（福原勝人） おっしゃることごもっともでありまして、例えば町内で引き受けて下さるのであれば、委託料という考え方ももしかするとあろうかと思えます。しかしながら、現在行政協力員の方々は実際に配るといふ、街中を歩くといふことで、稀に怪我をなさったり事故に遭われたりする例があります。したがってその後の補償をどうするかといふと、今度は町内会でそれを負うことはおそらくできないことでありまして、いわゆる公務災害といふ補償といふことも考えなければいけないといふことでありまして、すぐにそういった形に持っていける問題ではないといふふうに考えております。
- 委員長（金谷道男） いいすかな。はい、高橋委員。
- 委員（高橋徳久） 分かりました。ただやはり頂いてない金額を、頂いたといふことで課税されるといふのは、申告しなければいけないといふことは、その本人にとっては難儀したほかに面白くないといふことになりかねませんし、そうしますとやはり市でそれをフォローしてくれないと、やはりもう協力するのやだなといふふうになっていきかねませんので、町内は町内の立場もありますので、今はすぐにはできないかと思えますが、来年の申告の時期に向けてうまく対応していただかないと「難儀したほかに申告でよげ申告しねばねくて」とその方はちょっとムツとしておられましたので、やはり対応を考えていただきたいなと思えます。よろしく申し上げます。
- 委員（佐藤清吉） 町内会、自治会のなかで（聞き取り不可能）指導をしていく必要がおると思えます。
- 委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。
- 委員（佐藤文子） 同じような問題がかつて消防団の報酬だか手当だか、これをいわゆる分団の活動費の一部をまわされるといふふうなことで非常に不平不満がでたといふことで、以来おそらく消防団員一人一人にその年俸については振込みをきっちりやったといふことになったわけです。そういうふうな意味でこの行政協力員への報酬もしっかりと個人の口座に振り込むというシステムを確立していく、こういうふうに変えましたといふようなことを、それぞれの町内会に協力を申し入れして理解していただくといふ手立てをとっていただければいいのではないかと私は思いますが。
- 委員長（金谷道男） 色んな意見が出てますので最後にまとめて次長。
- 次長兼総務課長（福原勝人） 様々ご提言をいただきましてありがとうございます。方策につきましても、この場で即答できませんけれども検討させていただきたいと思えます。

○委員長（金谷道男） いいっすな。付け加えれば時代が変わったので行政協力員というのは何をやる仕事なのかというところもう一回みんなで考え直したほう良いかもしれないっすな。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ、総務課に関する質疑を終結いたします。

ただ今、審査の途中でありますがこの際昼食のため暫時休憩したいと思います。

午後1時に再開いたします。

休憩（午後12時02分～午後1時03分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、秘書課の所管する予算の説明をお願いします。加賀秘書課長。

○秘書課長（加賀貢規） 秘書課の加賀です。よろしくお願いいたします。はじめに同席職員のご紹介をさせていただきます。秘書課主幹の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成31年度一般会計当初予算案のうち、秘書課に係る予算についてご説明申し上げます。お手元の資料、平成31年度当初予算概要に基づいてご説明させていただきます。3ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、2款1項15目10事業秘書管理費についてであります。秘書管理費は、市長・副市長の公務に要する経費や事務費等でございます。平成31年度の予算は561万4千円で平成30年度との比較では87万2千円の増となっております。主な予算の内訳であります。旅費が368万4千円、需用費が44万2千円、役務費が19万3千円、使用料及び賃借料が113万5千円、負担金が16万円となっております。

旅費につきましては、市長・副市長、随行分の出張旅費であり、需用費についてはコピー機の修繕費、名刺代、書籍代等となっております。また、役務費については、新聞広告料や公用タブレットの通信料などであり、使用料・賃借料につきましては大曲の花火の招待者用の敷敷マスの購入経費や、出張時のタクシー代、コピー機の借上料などとなっております。平成30年度からの増額理由についてでございますが、本年5月にメキシコで開催される第17回国際花火シンポジウムへの参加、災害復旧、雄物川の河川整備促進に係る要望活動、新幹線防災トンネル整備に係る要望活動、また企業誘致に係る首都圏企業へのトップセールスなどの出張旅費の増加が主な要因となっております。

続きまして、2款1項15目11事業市長交際費についてでございます。市長交際費は、市長副市長が、市を代表して外部との交際や交渉を行うための経費でございます。平成31年度の予算額は270万円で平成30年度と比較し10万円の減となっております。

続きまして、2款1項15目50事業市長会等負担金についてでございます。内訳は、全国市長会分担金と秋田県市長会負担金の2つでございます。平成31年度の予算額は、昨年度と同額の201万7千円となっております。

以上、秘書課関係の当初予算案についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 秘書管理費のなかで随行に関して、規定とか何かあるもんだしか。

○委員長（金谷道男） 秘書課長。

○秘書課長（加賀貢規） 規程はございませんが、基本的には市長出張のときは随行が1名付きます。ただ副市長出張のときは随行は付かないというようなことで、内部でルール化しておるわけなんですけれども、ただ、今の老松市長につきましては副市長時代もございましたので、一人で出張するというようなことで、自分で行かれるパターンもございまして、できれば経費節減のため自分から言い出したことなんですけれども「出張随行いらないよ」というようなときもございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） こまいことで大変不調法でございますが、随行規程とかという規則とか何かという項目はないという解釈でいいすな。

○委員長（金谷道男） 秘書課長。

○秘書課長（加賀貢規） 現在のところ規程はございません。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） だとすれば、あくまでも従来の慣わしみみたいなもので、必要とすれば秘書課が判断して、この場合は付けますとか、これは市長が要らないとなれば、日帰りなんては必要ないと市長が判断すればそうすると、ただし外国とかそういうところで

あれば当然付くだろうという解釈でいいしな。ちなみにその随行の方々の経費って何ぼあるもんだ。

○委員長（金谷道男） 秘書課長。

○秘書課長（加賀貢規） 出張の回数が多くて、全部で38回今回、平成31年度予定しておるわけなんですけれども、ちょっと随行分だけで今まとめてなくて、まとめ次第ご報告申し上げたいと思いますが、できるだけ市長単独で行けるものにつきましては市長だけでお願いしたり、例えば一箇所だけでなくて企業誘致あとは要望活動ということで国交省なり財務省なりに行った際に、ご案内が必要になるのでその際は必ず付けるようにというようなことで、新年度は方針を立てておるんですけれども、もう少しだけお待ちください。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 農林とか建設で陳情する場合、お願いに行く場合、この秘書費とはまた別に枠で行くという形なると思うんだよな。たぶんだよ。これあんたがたの秘書課のだけの所管のだと思うんだよな。農林とか建設とか他の部署でも、おそらく市長が使う交際費でねぐ、旅費とかで相当の額なってるはずなんだな、これは一部分であってな。当然農林とか建設の職員も随行するべからかなりの数になるはずなのよな。額も。そういう意味だった。そこまで数字つかんでないとすれば私のほうで申し上げることないので、それで結構と言うしかねしども。

○委員長（金谷道男） はい、秘書課長。

○秘書課長（加賀貢規） 実は老松市長の方針で、自分が出張に行くときは、お待たせいたしました。総額で183万余りということで、半分程となっております。秘書課の分だけで。ほかの部署で要望活動なり企業訪問でなりでということで取ってる予算も当然ございまして、その際には、例えば企業商工課で行く際には秘書課は随行付かないだとかですね、なるべく随行分を減らしてですね経費を節減していこうというようなことで市長も「おまえたちもっと良く考えろ」というようなことで今指示をいただいておりますので、トータルではかなり減ってきてはいるかと思っております。以上です。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） だとすればよ、課長やっぱり説明のとき市長の思いは伝えるべきだよ。よろしくをお願いします。

- 委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） 参考までに、市で招待マス何ぼくれつつ、去年と今年。金額何ぼ位なもんだか。お願いします。
- 委員長（金谷道男） 加賀課長。
- 秘書課長（加賀貢規） 今年度もでしたけれども来年度につきましても35マスを購入しようということでありまして。1マス6人というようなことで計算いたしますと、210名程度のお客様をお呼びできるということではあるんですけども、ただ、1マス6人だと相当せまいということなので4人から5人ということ想定してお呼びしております。今年度につきましての実績ですが、35マスで4人で140名程度ご案内できるというところに、今年度は145名おこしいただきまして、一部大会の来賓席のほうに移っていただきながらも相当数こちらの栈敷席をご利用いただいて鑑賞いただいているというような状況でございます。
- 委員長（金谷道男） 佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） それさあれだしべ、弁当代とかお酒だとか、マスさ大体何ぼくれ使う予定してるしか。
- 委員長（金谷道男） はい、加賀課長。
- 秘書課長（加賀貢規） 実は以前は食糧費ということでお弁当代だとか飲料代だとか措置しておったんですけども、やっぱり夏ということもあり食中毒が一度流行ったことがございまして、今はお弁当はなしで、皆様から持ってきていただくと、飲み物についても緊急避難用にとということで、お水を若干準備はさせていただいてるんですけども、お酒は一切準備しておりません。以上です。
- 委員長（金谷道男） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） ほかにないようですので、これにて秘書課に関する質疑を終結いたします。
-

- 委員長（金谷道男） 次に、財政課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤財政課長。
- 財政課長（伊藤公晃） つづきまして、財政課関係の予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに歳入についてでございます。お手元に配付しております、平成31年度当初予算概要の4ページをご覧願いたいと思います。なお、予算書のページにつきましては資料左側に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、2款地方譲与税から、12款交通安全対策特別交付金のいわゆる歳入一般財源につきましては、総務省から示されました地方財政計画の伸び率などを勘案しまして、それぞれ予算計上しております。先月開かれました議員全員協議会の際にも説明させていただきましたが、平成31年度当初予算における一般財源につきましては、普通交付税の合併算定替適用額の段階的な縮減などが主な要因となりまして、財政調整基金からの繰入額4億5千万円の計上を加えても、前年度を約6億4千万円下回る293億円程度の計上となっております、大変厳しい予算編成となったところでございます。

歳入の説明につきましては、税制改革により変更のあったものや主たる一般財源であります地方交付税、また、市債などとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、8款自動車取得税交付金でございますが、自動車を取得する際に県民税が課税されますが、事務費5パーセントを除きました10分の7が、市町村道の延長や面積に応じて交付されるものでございます。なお、税制改正に伴いまして、10月の消費税率10パーセント引き上げ後、自動車取得税は廃止となるものでございます。予算額は前年度と比較しまして、5,090万4千円、率にして41パーセント減の7,287万9千円を計上しております。

つづきまして、9款環境性能割交付金でございますが、新設の科目となります。自動車取得税を消費税増税に合わせまして廃止し、その代わりに燃費性能に応じて車両の取得価格に0パーセントから3パーセントを課税する環境性能割が導入されますが、自動車税環境性能割収入額から5パーセントを控除した残額の47パーセントを市町村道の延長や面積に応じて交付されるものでございます。予算額は2,412万9千円を計上しております。

つづきまして、10款地方特例交付金でございますが、前年度比較6,966万5千円、率にして172.4パーセント増の1億1,007万8千円を計上しております。地方特例交付金につきましては、従来からの所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することに伴う、減収分の特例交付金のほか、新たに、消費税増税の反動減対策として実施されます、自家用乗用車に係る環境性能割の税率、これが3

1年10月から1年間、1パーセント分軽減されることに伴いまして自動車税及び軽自動車税減収補填特例交付金が創設されます。臨時的軽減による減収分の全額が補てんされることとなっております。これらを合わせまして、5,177万8千円を見込んでおります。

また、10月から実施されます幼児教育無償化に係る31年度地方負担分の全額が措置されることに伴い、子ども・子育て支援臨時交付金が創設されるということでございますので、これに、5,830万円を見込んでおります。地方特例交付金全体では1億1,007万8千円の計上となっております。

つづきまして、11款地方交付税は、歳入の約4割、一般財源においては約6割と、財政運営にとって非常に大きなウェイトを占める財源となっております。前年度比較5億5,210万5千円、率にしまして3.2パーセント減の168億5,593万9千円を計上しております。地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分類されます。地方交付税総額の94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税として配分されることになっております。内訳ですが、普通交付税は、前年度比較5億5,210万5千円、率にして3.4パーセント減の157億1,696万7千円の計上でございます。普通交付税につきましては、合併算定替適用額の逡減や、人口減少の影響分、また代替財源であります臨時財政対策債の振替額の減額及び基準財政収入額となる市税の増額などを見込んで算定しております。

なお、国の地方財政計画では、交付税特別会計から各地方公共団体への出口ベースでの総額で、1.1パーセントの増となっておりますが、マクロベースに比較しまして減額としたのは、やはり合併算定替えの逡減が大きな要因となると見込んだからでございます。31年度におきましては、合併算定替え適用見込額約23億円、これの90パーセントが減額されるルールとなっておりますので、試算しますとこの逡減分だけで前年度比較の減額幅を上回る約20億円の減となる見込みでございます。

なお、これまでも説明してきておりますが、平成32年度からは大仙市には一つの団体として算定された交付税が交付されることとなります。これを一本算定と言っておりますけれども、この金額と、現在交付されています旧合併市町村単位で算定しました交付税の合算額、この差額がいわゆる合併算定替えの適用額となっております。これまで国の交付税算定基準の見直しがありまして、合併算定替の現状を踏まえ一本算定の額が年々多くなってきていることから、差額となります合併算定替え適用額は年々少なくな

ってきております。減額幅も当初の予想見込みよりは抑えられてきていることは事実でございますが、それでも相当な減額幅となっておりますので、一般財源の確保は一層厳しさを増すことが予想されております。歳入に見合った歳出となるよう、健全な財政運営に努めたいというふうに思っております。

次に特別交付税でございます。前年度同額の11億3,897万2千円を計上しております。各年度におけます災害等の要因により交付額は年々異なりますけれども、ここ数年は最終的に17億円前後の交付額となっております。

つづきまして、19款繰入金のうち財政課所管の主な繰入金について説明いたします。先程説明しました3月補正予算の説明と重複する部分もございますので、要点についてのみ説明させていただきます。

はじめに、財政調整基金繰入金でございます。普通交付税の逡減などによる一般財源の減少から、31年度予算における各事業の実施財源として繰り入れるもので、前年度比較1億5千万円減の4億5千万円を計上しております。これによりまして、当初予算計上後の基金残高は、約22億5,800万円となる見込みでございますが、先程も説明いたしましたが、今後の特別交付税等の状況を踏まえまして、さらに2億円の積み増しを予定しておりますので、残高は約24億5,800万円となる見込みであります。財政調整基金につきましては、災害等の不測の事態への備えなど、再び30億円の残高確保を早期に達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興基金繰入金でございますが、市民との協働のまちづくりや、地域振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために繰り入れするもので、前年度比較2,319万1千円、率にして10パーセント増の2億5,556万7千円を計上しております。当初予算計上後の基金残高は約29億2,500万円となる見込みでございます。

次に公共施設修繕引当基金繰入金につきましては、公共施設の修繕に要する財源として繰り入れするもので、前年度比較588万3千円、率にして3.8パーセント増の1億5,973万7千円を計上しております。当初予算計上後の基金残高は約2億4,500万円となる見込みでございます。

つづきまして、22款市債のうち、財政課関連の市債は一般財源であります臨時財政対策債になりますが、これにつきましては地方財政の収支不足の補てん措置ということで、地方財政法の特例として発行を認められております用途が制限されない地方債であ

ります。総務省の地方債計画に基づきまして算定を行っており、前年度比較2億4,464万円、率にしまして19.6パーセント減の10億266万4千円の計上でございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、千円単位での発行となります。元利償還金については後年度、普通交付税に全額算入されることになっております。

つづきまして、資料の5ページをご覧願いたいと思います。この資料につきましては31年度当初予算におけます全会計の市債発行計画を記載しておるものでございます。横軸が市債の種別、縦軸が市債の充当事業を示しております。全会計の市債発行額につきましては、表の右下の数値になります。前年度比較9億1,194万円、率にしまして14.7パーセント減の52億9,006万4千円を計上しております。これにつきましては、広域消防本部それから花火アムの建設事業の縮小、それから臨時財政対策債、あるいは下水道事業の減少などが主な要因となって減とおるものでございます。この内主な市債発行内容について説明させていただきます。

はじめに、過疎債でございます。ハード事業に充当ということになります。ほ場整備等の県営土地改良事業、県営林道整備事業あるいは除雪機械の購入費などに充当しております。発行予定額は3億6,270万円を予定しておるものでございます。

次に一番充当事業数の多いのが、過疎ソフトということになります。21の事業に充当を予定しておりますが、地域枠、高齢者の除雪サービス事業、雇用助成金、橋りょうの長寿命化事業などに充当予定しておりますして発行額は3億5,480万円となっております。

次に、合併特例債につきましては、かわ舟の里角間川改築事業、各道路整備事業のほか仮称でございますが大綱交流館、大曲武道館の改築事業などに充当を予定しております。発行予定額は13億1,610万円と一番大きな発行額となっております。合併特例債につきましては充当率が95パーセント、交付税算入率が70パーセントということで、大変有利な起債となっております。これまで、この制度は本来26年度で終了の予定でありましたけれども、東日本大震災の影響によりまして5年間延長して31年度までとなっております。その後、全国各地の災害が頻発していること、東京オリンピックの影響などもございまして建設需要が高まったと、また、公共工事の入札不調が相次いでいることなどを踏まえまして、5年間延長ということで36年度までの制度が延長されておるところでございます。

次に、上水道、簡易水道、下水道事業などの公営企業債でございます。上水道事業は宇津台浄水場更新事業費に8億円、簡易水道事業については、協和南部地区配水管敷設工事などいたしましたして、4億2,400万円、下水道関連の発行額は大曲・神岡地域の管路工事や資本費平準化債など併せまして、8億560万円の発行を予定しておりますのでございます。

31年度の市債発行計画について説明させていただきました。市債発行に係る取り組みの基本としまして、今般一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、平成31年度までの前期実施計画期間内では、計画期間内の市債発行総額を元金償還総額の80パーセント以内としておりまして、これを堅持できる見込みでございます。また、37年度までの全期間においては75パーセント以内に抑えることを目標に、将来負担の軽減を一層図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が財政課所管の歳入ということになります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。説明につきましては予算額の増減が大きいもの、あるいは主な事業とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

資料の方は6ページ、予算書の方は54ページということになります。

はじめに、2款1項4目10事業庁舎管理費につきましては、1億8,239万2千円を計上しております。前年度と比べまして551万7千円の減となっております。主な内容といたしましては、各庁舎の維持管理に係る光熱水費や電話料、各種業務委託料、建物等の修繕料などのほか、仙北庁舎の受電設備機器改修費、それから太田庁舎の暖房の温水ヒーター修繕費などを計上しておりますのでございます。

次に、予算書の方は55ページ下のほうになりますけれども、8目11事業公有林整備事業の補助分につきましては、478万9千円を計上しております。前年度と比較しまして、2,534万8千円の減となっております。昨年度は神岡、太田地域で大きい搬出間伐事業等ございましたけれども、来年度は中仙地域の搬出間伐事業委託費というようなことの計上でございます。

つづきまして、資料7ページ、予算書の方は79ページからということになります。

水道事業、それから下水道事業に対する繰出金でございます。これにつきましては、一括で説明させていただきます。

上水道、簡易水道及び下水道事業の3企業会計への一般会計繰出金は、これまで建設水道常任委員会におきまして、上下水道部所管の事項として説明しておりました。ご承

知のとおり、今年度から水道事業、それから下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用となって運営しております。上下水道事業の公営企業化の移行に合わせまして、上下水道部が廃止されておる状況でございます。公営企業の理念は地方自治法の特例としまして、経済性の発揮をもって運営すること。それから地方自治の本旨は公共の福祉を追求することということで、それぞれ事務の目的が若干異なるということもございます。このため上下水道部を廃止する機構の見直しの機会を捉えまして、平成31年度からこれらに係る繰出金については、他自治体に倣いまして、財政課において説明させていただきます。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。それぞれの繰出金については、資料記載のとおりでございます。前年度と比較し、ほとんどが減となっております。これにつきましては、簡易水道におては水道料金の統一化、それから下水道事業におきましては下水道整備拡大による受益者負担金の増、というようなことによりまして繰出金が減になっているというものでございます。

なお、上水道・簡易水道事業に係る繰出金、これはすべて基準内の繰出しという扱いでございます。下水道事業につきましては建設改良、あるいは職員人件費など料金収入等で不足する一部分については、基準外の繰出しが発生するというものでございます。

次に、予算書の方は126ページになりますが、12款公債費1目90事業の長期債元金償還金でございます。予算額は49億7,330万2千円を計上しておりまして、前年度と比較して5億4,583万6千円の減となっております。昨年度はだいせん夢未来債5億円の満期一括償還が含まれておりましたので、実際には4,583万6千円の縮減ということになります。

2目90事業の長期債利子償還金は、3億3,750万8千円を計上しており、前年度と比較しまして8,961万円の減となっております。償還利子につきましては、低利子への借換など、これまでの各年度の取り組みにより、大きく減少しておるものでございます。

次に、資料の8ページと9ページをご覧いただきたいと思っております。9ページのほうになりますけれども参考といたしまして、各特別会計の市債の元利償還金を記載しておりまして、9ページの一番下のところになります。大仙市の全会計におけます市債償還額を記載しております。元金が前年度より5億313万3千円減の78億8,045万1千円、利息につきましては前年度より1億4,788万6千円減の9億6,864万1千円となっております。

以上、財政課所管の一般会計当初予算につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政課長ちょっとお聞きします。大変難儀した予算の組み立てで大変ご難儀かけました。ただ、私申し上げたいのは、地方交付税がほかの秋田県内の、ほかの都市に比べて4. 何ぼの非常に厳しい査定をした、横手なんか1パーセント台、由利本荘もややその線に近いなかで、非常に桁が大きいと、よその市に比べて倍以上の厳しい査定をしたというのは、ただ人口減とかそういうだけでなく、基金の問題も若干あると思いますけれども、この合併算定の最終にもあたってかなり厳しくした根拠というのは、最たるもの先程申し上げましたけれども、やっぱり国の地方財政計画で16兆2千億位のやつを5千億お下げして出しますという新聞報道見ると、なんかあまりにも大仙市は厳しいんでないかというような私なりの、小学生並の算数でいくと、そういうような解釈しますけども、そこら辺の見解ちょっとお願いします。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 算定につきましては、先程大まかにのべさせていただきました。国のほうでは1. 1パーセント増という地方財政計画上示しておるのは間違いないということでございます。本来であればそういったものを参考に算出すれば、それ相応の金額というものは当然算出されるわけですが、先程説明しましたとおり大きいマイナスにしたというのは、やっぱり合併算定替の影響が大きいということでございます。昨年までは70パーセント、これが90パーセントになるということで一本算定との差額ほとんどもらえないということです。先程も説明しましたが我々の試算でいくとこの部分だけでも20億位差が出るのかなというふうに思っております。そこから、臨時財政対策債あるいは今回収入、これが国のベースでいくと伸びるということでございます。市税においても当初予算では当然伸びております。この数値、市税79億という数字を当然用いたわけではございません。基準財政収入額と呼ばれる数字がございしますので、それでも計算しても若干伸びるだろうという試算をしております。そういったことを加味しますと、どうしても157億位、もしかするともう少し少ないのかなという試算でありましたけれども、こういった財政事情もございしますので色々組み直しを図りまして若干の伸びを見させていただいて157億というところに落ち着いたということでご

ございます。ほかの譲与税、交付金等につきましては当然その地財計画を基に算定するものもございますが、この普通交付税だけに関しては各自治体によって事情が様々違いますので、他自治体に倣うということではなく自分たちの自治体の足元を見つめた上での算定ということでご理解願いたいと思います。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 分からない訳ではないんです。由利本荘が100億位の基金を持てると、横手もやや同じ位の基金を持てると、非常にまだその幅があるもんだから算定に関しては、まずおおよそのくくりでやっても十分に対応できるという位の財政的な余裕があるから、そこそこに見られればいいというようなことであると思います。もう一つは法人事業税の関係も、由利本荘やっぱりTDKとか、横手の場合、色々自動車関係の法人が非常に多くなっています。それさ高速道路が走ってる関係もありまして、やっぱり落ちる金が大きくなっていると。その点大仙の場合は、企業誘致も進まないし、仮にあったとしても15人、20人位の法人が来るくらいで、法人税そのものも伸び悩みあるなかで、そこら辺の算定も財政課としてはやっぱり苦慮するところですか。

○委員長（金谷道男） 財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 収入の見方、基準財政収入額の見方というのは、色んなものを参考にしながら、過去のものも含めまして、それから直近、これを見ましてある程度は地財の伸び率というものを勘案させていただいてはおります。先程本間委員おっしゃったように基金の関係でいいますと、確かに横手市さん、それから由利本荘市さん、県内の同じような規模の自治体さんについては、確かにそういった企業誘致等も進んでおりますし、先程おっしゃいました基金、これが我々と比べて多い基金を抱えています。なのでどういう算定の仕方をしているのかは、よく聞いてみないと分かりませんが、ある程度乖離があったとしても基金で対応できるだろうといことは、あろうかと思えます。我々の方は先程來說明してありますとおり基金の残高もあまりないということでございます。災害等発生した時に使いたいというのが本音でございますので、そういったことを考えますとやはりシビアに算定せざるを得ないという状況でございます。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 合併算定替が終わった段階で一本算定に切り替わるわけですが、秋田県も同時に、先般、大体財源来年160億位財源不足であるというような報道があったわけですが、やっぱりこれ財政課もかなり厳しくやっってるんだけど、大仙市民の方々

にもかなりきついよということを、きちんと理解してもらうことも必要だと思います。私は。我慢するところは我慢する。事業伸ばすものは伸ばす。見直しかけるものはかけるというような形にもう出てきたと思います。そういう点でもやっぱり財源は来年これ位になるよと、数値目標をきちっと出さないと、市民の方々望むことは何でもできるのか、そういう流れというのはどっかで財政課としての歯止めかけていかないと、全体の計画そのものが、やっぱり言えばできるという時代はもう終わったというような感覚でないと大変だと思います。そこら辺の認識、財政課長もだども総務部長もし見解ありましたら。どちらでも結構です。

○委員長（金谷道男） 舛谷部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 先程来ご心配なさってのご質問だと思います。財政課長からも申しましたとおり、実は大仙市の場合この合併算定替の額というのが全県一番大きい額になっております。そういうこともあって財政課長もお話したとおりその逡減というのが非常に大きいと、その影響が大きいこともあって交付税のほう強めに見られないというのがあります。今おっしゃったある程度数値目標出して市民の皆様にもお知らせすると、やっぱりそういうこと非常に大事だと思います。一般質問のときにもお答えしましたけれども、実施計画の後期、32年度から37年度までの後期計画を作るという段階に入っております。その中で一番大きく影響するのは交付税の算定、ま、無くなると思います。平成32年度からは一本算定になりますので、今度はあまり大きくなるというのは無くなってくるかと思うんですけども、大仙市の場合、合併算定替の他に人口減少というのが非常に普通交付税の算定に大きく影響してきます。今、年間千人程の人口が減っていますので、交付税の算定で一番大きな基礎になるのが人口ですので、そういう点も踏まえまして新しく実施計画を作っていきますけれども、やっぱり我々、歳入に見合った歳出というのを目指していますので、そういうことも実施計画の場において示して、市民の皆様にもお知らせするということが大事だと思いますので、議員おっしゃったとおりその点は注意してやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私心配してるのは、後ろにいらっしゃる市所長さん方、非常に支所担当で難儀しています。今年道路予算見ると、各旧町村で道路の新設とか改良、ほとんど一カ所しかないです。どこを見てもそうです。んでねしか支所長さん方。中仙もだし、

おそらく西仙も、神岡もだしべ。道路改良新設なんか一つまるっこだしよ。太田もだし。あと全部カットだし。そのカットの部分どこさ行くかといえば何も説明ねし。だからやっぱりよ、これだけ緊縮だというけれども支所長さんがた本当難儀してるんだし本当俺さいえば。だからやっぱり住民の人がたってのはいわれたことは、まず今年無理にしても来年できるとか、そういうような期待感あるのや。そこを各支所長さんがた何と対応してらか、委員長もし支所長さんがた聞いてもらいでしな。せっかくだから。

- 委員長(金谷道男) 非常に厳しい財政状況に対して支所単位でというお話なんです、全員か。誰かに聞くというのはまずかもしれねがら、短くお願いします。座った順番で。
- 神岡支所長(齋藤博美) 道路だけでなく側溝改良とか新設1カ所、継続3カ所要求しておりますけれども継続1カ所の(聞き取り不可能)それだけでなくて公共施設の維持管理費(聞き取り不可能)
- 西仙北支所長(佐々木繁隆) 要望あったことが要望書に出てるものも実行できないというのも現状です。図面に全部落としゼロというのが何カ所もあって、市民のほうにこれから広報でお知らせするというにしますけれども、苦しい答弁になると思います。
- 中仙支所長(佐藤吉一) (聞き取り不可能)
- 協和支所長(和田義基) 31年度道路改良部分、支所の分とすればゼロ(聞き取り不可能)
- 南外支所長(渡部幸誠) 今継続してやっています道路改良工事3路線あります。(聞き取り不可能)
- 仙北支所長(藤嶋勝広) 仙北地域はみどり幼稚園の置上橋ってあるんですけども、その東側、変に曲がってるところの改良工事、これを要望してこれはつけていただきました。大変ありがたく思っていますが、そのかわりに年次計画で行っていただきました(聞き取り不可能)補正はできれば期待したいなとは思っております。
- 太田支所長(谷口藤美) 太田のほう、道路関係の(聞き取り不可能)区画線です。センターラインが薄くなったとか、サイドラインが薄くなったなということで非常に危ないんでないかということで(聞き取り不可能)
- 委員長(金谷道男) はい、本間委員。
- 委員(本間輝男) 総務部長に申し上げますが、支所の苦しさというのは大変だと思います。29年の繰り越しが10億8千万位あるなかで、今、基金積み立てにこの財源が入ってくると思うんだけど、いずれ支所の担当の方々はやっぱり補正対応で何か(聞

き取り不可能) 考えてるんだけど、31年の補正対応に関しては見通しはなんた
しか。

○委員長(金谷道男) 舛谷部長。

○総務部長(舛谷祐幸) まず一つ今大仙市では、災害復旧これをメインに取り組んで
おります。予算の編成方針にもありましたけれども、災害復旧を第一の取り組むとい
うことで、道路改良については新規の道路改良、それから道路整備についても若干
毎年よりはおちるということ、これは前もって示させてもらっております。ただそ
ういった中でも継続してきた事業がなにもつかなかったとか、そういう意見を受
けているのも事実です。31年度の補正予算のことまだ私が明確に言える立場では
ありませんけれども、これ決算5月末に出ます。その後、7月上旬には一番メイ
ンの普通交付税の算定が出ます。財政課で試算したよりも多くくれば非常にあ
りがたいんですけども、そういうのを見計らって、もちろん地域の要望というの
もありますでしょうし、そういうのを見て、それから一番なのが支所長さんがた
おっしゃった中では、社会資本整備総合交付金事業の路線がかなりあります。今
の現状見ますと、昨日の一般質問にも出ましたとおり、補助の内示率が非常に
低いということで、市長会等を通じて要望はしてますけれども、その補助の内
容も見まして、どうしても進めていかなければならないというものがあれば、
それは内部で協議しまして、もしできるのであれば、財源が拮据するのであれば
何らかの対応を図らなければならなくなるかもしれないと思っておりますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(金谷道男) はい、本間委員。

○委員(本間輝男) 今年道路予算、当初から30年度、15億の当初予算みたと思
うんだけど、このままで推移すれば除雪費が何ぼあまるか分からないけれど、
ただ、やっぱり地域の方々といのは、各支所とも1千万なり2千万貰うと絶対
その額というの
は生きるんだし。1億なんて下さいなんていう支所長は、まずいねど思うがら
しよ、おそらく1千万、2千万単位で貰うと、その金自由に使えるとすれば、
支所長さんがた非常に喜ぶと思ひます。そこら辺、市長サイドと協議して支
所が使えるような、生きるお金の使い方を一つ検討するなり、補正対応する
なりというような姿勢を見せていただければ大変ありがたいと思ひます。
総務部長なり財政課長いかがですか。

○委員長(金谷道男) 部長。

○総務部長（舛谷祐幸） ご意見はごもつともだと思います。繰り返しなりますけれども、今年度の決算を踏まえた来年度の財政状況を見まして、また、地域の要望も踏まえまして検討してまいりますので、確かに数年前でしたか、雪解けを見ましたら道路の状態非常に悪いということで、春先早々、各地域に補正予算を組みまして道路維持費を増やしたということもありました。たぶん今、道路を作るよりも生かすという方向に進んでおりますので、各支所の皆さんも道路維持費、自由に使えるちっちゃい道路修繕の予算が欲しいというのを聞いてますので、そういう要望にできるだけこたえられるように、私どものほうでも共有してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） やっぱり継続費という形で、もう先見えてるんだから確実にやっていくという、年度またいで継続処置して30年度のうちからかかるような形で、創意と工夫のなかで財政課長頑張ってみてください。終わります。

○委員長（金谷道男） ほかにございませぬか。はい、佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） 今、聞いてて感じたことなんですけども。区画線とかってあるんだけれども、予算の中で、この事業項目の中で、例えば線引くときは5年に1回引きますというようなこと、確かおれ建水にいた時そう言われだつたしおな。5年に1回区画線だが。それうだつてるんだよ。今ちょっと思い出したけれども。そういうこと今、太田さんで言つたけれども深くさねたて、それはどのように思つて、もしあれだつたらそこ直さねねがもしれねっし。予算のつけ方、ここでねとかいうとかそういうこと言うんたことでもねと思ふんだ。6年とか7年といへばそうなるかなと思ふし。だからああいう線とかそういうものは、黙つていてもできるから、もう少し俺らにいわせればがまんしてくれすぐ直るはずだからとか、ということでねべがなと思ふ。それからもう一つ、同じ線関係で歩道とかそういうやつは県だから、区画線でそうなる。今、思ひつきでせつかくだからと思つてしゃべつたんですけれども。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 他の委員会の案件ですけれども、事業説明書見てるんですけれども、これ交通安全施設整備費というところに予算置いてますけれども、一応目標としてはセンターラインが2、3年に1回まず引くと、それから外側線、横のところですね、まずこれ5年に1回となっています。ただ今年のように雪が少なかつたりした場合には、どうしても普段より（聞き取り不可能）の頻度が多くなるということもありますので、

特に子どもさんたちが通る路線ですとか、そういう所は、この規程に添わなくても消えてしまったら引かなければならないということだと思います。ただ佐藤委員おっしゃったとおりこの基準がありますので、それに添った線の整備を進めていかなければならないと思っております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかに質疑がないようですので、これにて財政課に関する質疑を終結いたします。この際暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 0 9 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いします。佐々木契約検査課長。

○契約検査課長（佐々木英樹） 契約検査課の佐々木でございます。はじめに、本日同席の職員をご紹介させていただきます。入札契約班長の菅原参事でございます。工事検査班長の高橋参事です。よろしく願いいたします。

それでは、契約検査課の平成 31 年度当初予算案につきまして、ご説明させていただきます。平成 31 年度当初予算概要の 12 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目 1 4 事業契約検査費についてであります。予算額は 3 2 6 万 3 千円であり、前年度対比で 5 0 万 8 千円の減となっております。予算減の理由といたしましては、秋田県公共事業執行管理システム負担金、いわゆる電子入札システムの共同利用負担金が減となったこととあります。電子入札システムにつきましては、秋田県と県内市町村が共同利用しているものでありまして、その経費につきましては、構成市町村の人口割合により按分してございます。平成 31 年度は、大仙市のほか、由利本荘市、男鹿市、鹿角市、横手市、潟上市、仙北市、湯沢市、大館市、北秋田市、八峰町、美郷町の 10 市 2 町と秋田県の共同利用により運用されることとなっております。この共同利用負担金には、契約検査課の予算の大半を占めます 2 5 3 万 6 千円を計上してございますけれども、今年度に比べまして 6 1 万 9 千円の減でございます。これは、大館市と北秋田市が新たに共同利用に加わったことによりまして、他の利用団体の負担が軽減となったものでございます。

このほかの契約検査費の主な内容でございますけれども、備考欄に記載しておりますとおり、うちの課の事務費でございます。複写機の賃貸借費用などのほか、優良建設工事表彰の関係経費を予算計上してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、税務課及び債権管理課の所管する予算については、関連がありますので、合同で審査を行います。説明をお願いします。はじめに、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。私の隣は竹村債権管理課長です。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。右側から、税務課資産税班班長の三浦参事です。同じく市民税班班長の今田参事です。債権管理課、収納班班長の伊藤参事です。同じく滞納整理班班長の鈴木副主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、税務課及び債権管理課所管の平成31年度大仙市一般会計予算につきましてご説明いたします。

資料No.3、黒色の表紙の平成31年度大仙市各会計予算の20ページをご覧くださいます。2の歳入市税をご説明いたします。

はじめに1款市税につきましては、本年度79億2,919万1千円、前年度当初比較では2億79万1千円で、2.6パーセントの増としております。次に、税目毎にご説明申し上げます。

1項1目市民税の個人分につきましては、本年度26億8,189万6千円、前年度当初比較で1,295万5千円の増としております。内訳では、現年課税分26億6,203万4千円、滞納繰越分1,986万2千円としております。主な理由としましては、農業収益の減少影響もありますが、給与の上昇に伴う所得の増を見込んでおります。

次に2目市民税の法人分につきましては、本年度6億229万3千円、前年度当初比較では4,574万3千円の増としております。内訳では、現年課税分6億95万8千円、滞納繰越分133万5千円としております。これにつきましては、建設業及び製造業がここ数年好調なことから、増を見込んでおります。

次に2項1目固定資産税につきましては、本年度37億7,517万5千円、前年度当初比較で1億4,789万円の増としております。内訳では、現年課税分37億3,843万5千円、滞納繰越分3,674万円としております。課税項目ごとの見込につきましては、土地につきましては、住宅地は2.1パーセントの下落、商業地は1.7パーセントの下落となりますが、地目変更による宅地の増を見込み微減としております。家屋につきましては、新・増築等家屋の増分を見込み増としております。償却資産につきましては、企業の設備投資が好調なことから、増を見込んでおります。

また、2目国有資産等所在市交付金につきましては、本年度2,880万4千円、現年課税分としております。前年度当初比較では70万4千円の減と見込んでおります。

次の、3項1目軽自動車税につきましては、本年度2億6,784万6千円、前年度当初比較では764万9千円の増と見込んでおります。現年課税分では2億6,440万6千円、滞納繰越分344万円としております。これにつきましては、平成28年度課税分から新税率が適用になったことから、新車登録台数の増を見込んでおります。

次の、3項2目軽自動車税環境性能割につきましては、本年度781万3千円と見込んでおります。これにつきましては、県税であります、軽自動車の取得税が平成31年10月から、市税となることから新規で計上しております。

4項1目市たばこ税につきましては、本年度5億4,522万6千円、現年課税分としており、前年度当初比較では1,521万円の減と見込んでおります。これにつきましては、健康意識の高まりや高齢化の進展、また、電子タバコに移行による事が主な要因であります。

次に5項1目入湯税につきましては、本年度2,013万8千円、前年度当初比較で534万5千円の減としております。現年課税分で1,937万8千円、滞納繰越分は76万円としております。これにつきましては、日帰り入湯者の減少を見込んでおります。

次に税外収入についてご説明申し上げます。同じ資料の27ページをご覧ください。中ほどになりますが、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、1節総

務手数料のうち、督促手数料として、221万6千円を見込んでおり、歳出徴収事務費の特定財源となっております。

次に35ページをお願いいたします。上から3段目となります。16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金につきましては県民税徴収交付金として、1億1,342万8千円を見込んでおり、これにつきましては、県民税も市民税と一緒に賦課徴収していることから、個人県民税の徴収取扱費交付金としております。

次に41ページをお願いします。下段になりますが、21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、255万円を見込んでおります。次の2目加算金、次のページの3目過料につきましては、それぞれ科目存置として1千円を計上しております。

43ページをお願いいたします。下段になりますが、5項雑入、1目滞納処分費につきましては、存置科目として1千円を計上しております。

次に、2目弁償金につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、存置科目1千円を計上しております。

次に48ページをお願いいたします。一番下になりますが、3目雑入、50節回収金につきましては強制執行費用回収金として、申し立て5件分、6万5千円を見込んでおり、歳出滞納処分費の特定財源となっております。

次に、歳出になりますけれども、平成31年度当初予算概要、総務民生常任委員会の13ページをお願いいたします。税務課所管の主な事務についてご説明いたします。

はじめに、上から2つ目の賦課事務費につきましては、平成31年度当初2,929万7千円、当初比較増減では168万1千円の増としております。これにつきましては、民税の申告受付用課税資料の入力業務委託料と固定資産税の都市計画、ほ場整備の公図入力業務委託料の増額が主な理由です。

また、その下の不動産鑑定評価委託料につきましては、平成31年度当初2,814万1千円、当初比較増減では2,335万9千円の増としております。これにつきましては、平成33年度固定資産税評価替えのため、3年に一度、基準となります標準宅地の不動産鑑定委託料が、加わったことが主な理由です。

以上歳入と税務課分歳出をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、次に、竹村債権管理課長。

○債権管理課長（竹村由喜美）　続きまして、債権管理課所管の歳出について、ご説明いたします。

　14ページをお願いします。2款1項1目19事業、滞納処分費につきましては、税外収入のうち非強制徴収公債権と私債権の強制執行にかかる経費、27万円を計上しております。支払督促申立費用5件分、訴訟移行時弁護士費用1件分を見込んでおります。

　次に、2款2項1目90事業、市税還付金につきましては、地方税法第17条に基づき、修正申告や更正の請求に伴い、過年度に収納した徴収金を還付するための予算でございます。過去の実績により算定し、2,335万3千円を計上し、前年度当初比較では313万3千円の増としております。

　次に、2款2項3目11事業、徴収事務費につきましては、市税の収納管理及び滞納整理処分に係る経費として1,143万3千円を計上し、前年度当初比較では124万9千円の増としております。主な内容としましては、納付書や封筒、通知書などの印刷製本費、各通知発送に伴う郵便料、各種手数料などであります。前年比で増となりましたのは、新たに導入します、コンビニ収納に係る手数料が要因となっております。

　最後に、2款2項3目13事業、コンビニ収納導入費につきましては、新年度からのコンビニ収納導入に向けたシステムの改修事業費でありましたが、改修事業が完了しましたので廃事業となります。

　以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男）　説明が終了いたしました。

　これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、本間委員。

○委員（本間輝男）　税務課長、入湯税に関して2千万弱の税を見込んでるんだけど、これは減免かかっているやつを見てるんだが。150円そのまま見てるんだが。

○委員長（金谷道男）　税務課長。

○税務課長（今野清一）　減免かかっている50円、日帰りは50円で。

○委員（本間輝男）　ということは減免の処置で、今50円だしべ。50円しか見てねということだしべ。

○税務課長（今野清一）　はい。日帰りは50円で、宿泊は150円。

- 委員（本間輝男） 差別してる。なるほど。そういう意味か。日帰りは50円で、実質100円安いということだな。この76万円の滞納繰越、これ毎年出てるんだけどこれ減ってるが。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） これある1事業所についての滞納なんですけれども、減る要素はないです。で減ってません。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） ま、76万円てば、たかが76万円だども、いずれ貰わねえじだしべ。いずれこれ督促かけてでも貰わねえだめだ。払う意思ねが。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） 納めていただくよう努力していますし、差し押さえ等も行っておりますので、少しでも減らせるよう。
- 委員（本間輝男） 差し押さえでも貰えね。
- 債権管理課長（竹村由喜美） 押えられる分につきましては押えてるつもりであります。これ以上押えてしまいますと、そこにいる皆さん、それから従業員の皆さんの生活等に影響があると思われまますので、あとは差し控えてるところです。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） 76万円差し押さえかければとまるという意味だが。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） その事業所では事業を行っておりますので、その事業に対する費用が大きく入ってきております。なのでそれを押えると思えば押えられるんですけど、先程申し上げましたようにほかのところに影響が及ぶので、76万円という差し押さえの状況になってございます。
- 委員長（金谷道男） はい、佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） 債権管理課長の聞きますけど、できて3年目だしな。一番難儀してる仕事だども、人とか足りないとか、まわる人足りないとかということねしか。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） 今は与えられた人数でがんばっているところです。居れば居るなりに、居なければ居ないなりにというようなということだと思っておりますけれども。現状としては足りないということはないです。

- 委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。
- 委員（佐藤文子） 強制執行回収でしたっけか、そういう名前の数万円の財源があるようですけれど、具体的にどのようなものか教えて下さい。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） この6万5千円につきましては、滞納処分のところでご説明申し上げました強制執行の5件分につきましては、裁判になったときにその費用が戻ってくるということで歳入として6万5千円を見たところでございます。
- 委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。
- 委員（佐藤文子） 申し訳ありません。その裁判になったときの戻る費用ということですが、税務の関係で裁判というふうなもの、これまでの事例というもの、紹介いただければと思います。
- 委員長（金谷道男） 竹村課長。
- 債権管理課長（竹村由喜美） 今年度はありませんでしたけれども、29年度に強制執行5件行いまして、裁判所に出向いたのが2件ありますけれども、それは和解になっておりますので、それは折半ということで、お互いの費用をお互いに折半しております。その時はこの回収金というのはございませんでした。
- 委員長（金谷道男） 分かったしか。
- 委員（佐藤文子） そういえば過去にありました。和解したことによる裁判の費用折半という形になったので戻ってきたというふうな。
- 委員長（金谷道男） いいすか。要は裁判して勝てば費用回収できるという話しだべ。和解だからゼロだって、どっちもどっちという話だしな。
- 委員長（金谷道男） ほかにございせんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） ないようですので、これにて税務課及び債権管理課に関する質疑を終結いたします。
-

- 委員長（金谷道男） 次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 説明に入ります前に本日同席しております説明補助員のご紹介をいたします。総合防災班長の藤田副主幹でございます。雪対策推進室の吉川副主幹でございます。

それでは、議案第44号平成31年度大仙市一般会計予算のうち、総合防災課所管にかかる金額の大きい事業と主要事業の歳出につきまして、当初予算概要書及び主な事業説明書に沿ってご説明申し上げます。

はじめに当初予算概要の15ページをお開きください。

一番左のNo.3の大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金につきましては、予算額が16億1,455万3千円で、対前年比3億1,088万2千円の増でございます。これは、広域消防に委託しております常備消防の人員費や車両更新費、施設の修繕・改築費などに充てられる負担金でございます。来年度は、はしご車の更新のほか、西仙北分署の増員配備に伴いまして増改築工事を予定しております。特定財源は、2億7,600円が消防施設設備整備事業債でございます。

次にNo.4の広域消防本部改築事業費負担金でございます。予算額が9,177万6千円で、対前年比5億9,226万7千円の減であります。これは、広域消防本部及び大曲消防署新庁舎建設にかかる負担金で、今年5月までには訓練棟及び外溝工事を終えまして、平成28年度から実施している工事が全て完了する予定となっております。特定財源は、8,710万円が広域消防本部建設事業債でございます。

次に、No.7の消防団管理運営費につきましては、主な事業の説明書の1-3ページをご覧くださいと思います。消防団管理運営費につきましては、予算額4千160万8千円で対前年度比834万9千円の増となっております。特定財源は13万円が消防協会助成金となっております。これは、消防団員の訓練・会議等の費用弁償の支給や被服・装備品の給貸与品、団員が円滑に活動できる環境づくりを目的としております。これまでで活動服の一斉更新や、年報酬・費用弁償の引き上げ、LEDヘッドライトの配備などを行ってまいりました。来年度は、近年頻発しております大雨の中での活動環境改善のため、雨ガッパを850着購入を予定しております。購入数につきましては、平成29年7月の水害の出動団員数を基に計算しております。各分団に配備する計画となっております。予算額につきましては、雨ガッパ分が975万円、そのほか会議や訓練の費用弁償、春・秋の火災予防運動実施経費、消防操法訓練大会開催経費、被服・装備品等の購入経費などが3,185万8千円となっております。

引き続き当初予算概要の15ページをご覧くださいと思います。

No.13の消防施設維持管理費につきましては、予算額1,593万4千円で、対前年度比46万8千円の減となっております。これは、消防施設等の維持管理経費であり、消防施設及び資機材等は、毎年定期点検を実施しておりますが、経年劣化等の進行しているものにつきましては、随時修繕して機能の維持を図り、災害に備えてるものでございます。主な経費は、消防ポンプ、積載車等の修繕料、消防施設・設備の光熱費等でございます。特定財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金となっております。額が68万5千円、あとは建物貸付収入で5千円でございます。

次に16ページのNo.14消防施設・設備整備費につきましては、ご一緒に主な事業説明書の1-4ページをご覧くださいと思います。消防施設・設備整備費につきましては、予算額が2,947万6千円で、対前年度比1,560万7千円の減となっております。特定財源につきましては、消防施設設備整備事業債が2,570万円となっております。この事業は、市民の生命及び財産を火災や災害から守るため、消防団が万全の体制で対応できるよう消防施設・資機材を計画的に更新・整備していくこと目的としております。平成28年の消防団再編によりまして、積載車の新規配備や、余剰となった格納庫の整理を行っております。課題といたしましては、資機材や設備の老朽化が進んでおりますので、引き続き点検やメンテナンス等を実施することで、資機材の更新計画に沿って設備の充実を図り、万全の体制を実施することで資機材の更新計画に沿って設備の充実を図りまして万全の体制を整えていくことが必要となっております。31年度の事業といたしましては、積載車の更新が4台2,650万1千円で、配備先が西仙北に1台、中仙に1台、太田に2台となっております。このほか、消防格納庫の7棟の解体や、ホース乾燥等の移設・新設、あるいは西仙北地域への救助用ゴムボートの購入などを計画しております。

引き続き、事業説明書の1-5ページをお願いいたします。

当初予算概要につきましては16ページのNo.25災害に強いまちづくり事業費でございます。予算額628万2千円で、対前年度比84万6千円の減となっております。これは、地域防災力の向上を目的とし、自主防災組織活動の促進を図るものであります。主な内訳につきましては、活動促進のための経費としまして500万円であり、活動資機材の購入や地区防災マップ、マイタイムラインの作成、防災訓練の実施などを助成し、組織活動の活性化を図ってまいります。

また、県の補助事業であります自主防災リーダー育成支援事業につきましては、市の職員と連携しながら、自主防災組織の研修会などで防災講話や防災訓練への助言や指導ができる人材の育成を目指し、自主防災組織の活動の活性化につなげたいと考えております。その研修費用や防災教育用の物品購入経費といたしまして100万4千円を計上しております。特定財源については、県補助金が50万円、地域振興基金繰入金が、578万2千円となっております。

つづきまして、当初予算概要書の17ページをご覧ください。

No.27の空き家等対策費につきましては、予算額559万6千円で、対前年度比22万円の増となっております。これは、危険な空き家への助言、または指導・勧告に従って解体処理を実施した所有者等に対しまして補助金を交付するなどして、市内における空き家の適正管理を図るものでございます。来年度は空き家所有者への意向調査等を実施しまして、その結果に基づきこれまでの補助制度とともに、新たな対策について検討する計画でございます。

主な内訳につきましては、解体補助金が10件分で500万円と、意向調査経費といたしまして21万4千円などを計上しております。特定財源につきましては、空き家等対策事業債が250万円、空き家対策総合支援事業補助金が250万円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

一つ質問してもよろしいですか。どなたもおらないようですので。サイレンで昔火災の時にそれぞれの地域で吹鳴しておったんですが、今、サイレンの吹鳴というのは消防のほうの担当ということであれば、どういう位置づけだもんですか。

○総合防災課長（佐藤大） 所管は防災課となっております。地域によっては無いところもございまして、あるところについては機能している限りは使っていると思われまして。ただ、故障したり、なかにはそういった災害を知らせるために、鳴らすということをしていない地域もございまして。点検的にお昼に鳴らしたりとか、朝鳴らしたりということの確認をしているため、そういった意味では地域住民の方がそれを合図にしているような状

況もございますので、存続している限りは使用しておりますけれども、今後の方針としては、修繕、建替え等の考えは、今のところはございません。

○委員長（金谷道男） この前うちの方で火事あって、実は密集地だったんだけれども後で色んな人に話を聞くと、「えーサイレン鳴ったか」という声が非常にありました。実は今家の中にいたり、騒々しくて中々。でもサイレン鳴らされるてば、あっ何あったべというそういう意識がまだ強いと思うんですよ。聞くとところによれば故障してるという話で。自分のほうの話で申し訳ないんですが、うちのほうそういう意識あるし、火災予防のなんていうの、防火の日ということで鳴らしたりすることで啓発ということも過去にはやっていたし。そういう意味で言えばまだちょっと役に立つんではないかと思うんですよ。聞くとところによると故障してるという話なんで。そういう位置づけの問題と一緒にあるとは思うんだけれども。ちょっと今回そういうことがあって、これ水の時も同じように、特にああいう密集地だと一回鳴らして、もう一回鳴らすということは、あつという思いがあって、たまたま非常にあの時風が、その前まではすごい強風だったらしいんですが、そういうこともあるので、あつたほうが良いのではないかなと私は思いますので、その点を地元の消防団とか、あるいは防災の関係の人達とも相談しながら対応していただければ良いのかなと思います。当然鳴らすということなれば、昔は役場で鳴らしておったんですが、常備消防できたから常備消防のほうで出て行くときに鳴らしてもらってルールでやってきてると思うし、たぶんそれは電話とか何かで繋がってると思うんですよ。もしそうであれば今、それこそ防災行政無線もないし、やっぱりああいう緊急時に必要なのかなと私思うんで、少し検討していただきたいなということが一点。それともう一点は消防訓練、消防団の訓練大会です。何か統合するような話ちらっと消防団員から聞きました。消防団員でトレーニングして大会ですので、勝って全県に行くように予選のレベルを上げるという話、気持ち分からないわけではないです。それはそれとして、実際は火事場というのは命がけで行くわけで、トレーニングって絶対必要だと思うんですよ。そういう機会にやらないと、もしかすれば講習会さこいったって中々こなかったりするんだけれども、そういう目標あればやる、その過程のなかでたぶん身に付くもんだと思うので、もし統合するにしても個々の団員の技術レベル、要は技術レベル対応力、そういったものを身につけさせるということやらないと、常備の方々と違って毎日やってるわけでないんで、そこら辺も考慮しないと決して決して犠牲者になってはならないと思うので、そのトレーニングも是非一緒に考えて、訓練大会のやり方

の変更なり何なりは、そこら辺もしっかり考えて欲しいなという要望です。すいません、私が言ってしまいました。

ほかに委員の皆さんの方から何かございませんか。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 空き家対策というふうに、空き家等に対する対応という問題じゃないんですが。いわゆるちゃんと住人が居て、まったく管理がされていないために、雪止めだとかは完全に錆びきって、雪が隣の屋敷に落ちて車に当たったら破損が出るだろうということで、ただお隣同士なんですけど、隣同士だから難しい部分もありますけれども、色々性格的に中々近所からも立ち入ることができないそうした問題を抱えている、非常に悪臭もする。そして屋根は非常に錆び付いて大変になっていると、そういうところに住んでる方へのちょっとした助言というか、そういう役割を役所が、誰かにしてもらわないと隣近所からはとても言えないと、言えば反発だけが大きくてというふうな事例がありまして、そういうケースに役所が対応できるものかどうか、やれるとしたら総合防災課だとか、そういったところが対応できるものなのかどうか。ちょっとそういう問題がありましてね。ほかにも多分あるかと思うんですが、そんな問題はどうか。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） まず防災課の立場から言わせてもらいますと、一応防災課が管理しているのはあくまで空き家でございますので、住民が生活してるとなりますと当然これは住民間の問題でありますので、そういった上での相談があれば出向かないわけではないです。ただ、逆に外向いて行って火種を作ってトラブルがおきるということも、役所が出てきてとなると逆にそのトラブルが大きくなったりというケースもございますので、ある程度そこら辺は見極めが必要であると、1回出てきますと次から次へとという形にもなると、そこら辺が防災課が担う仕事であるかということに対しましてはちょっと違う気もしております。まず我々にそういう相談がくると、まずは地元内、町内会長であったり民生委員であったり、あるいは行政相談員とかを通して、まずはそちらに相談してみたいかがですか、というようなご助言しかできないような状況でございます。

○委員（佐藤文子） 中々それが現実できなくて困っているという。あとで。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて総合防災課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤博秀） よろしくお願いたします。説明にはいる前に同席の職員を紹介いたします。会計課の今参事です。

会計課所管の平成31年度当初予算につきましてご説明いたします。資料は平成31年度当初予算概要の18ページをお願いいたします。

はじめに、2款1項7目10事業、会計管理費の予算額107万9千円につきましては、出納事務の経常経費であり、決算書及び小切手等の印刷経費等の出納事務に要する経費でございます。

次に、12款1項2目91事業、一時借入金等利子につきましては、収入と支出の時期差による支払準備金不足に対する短期借入金の利子であります。借入予定額の内訳とその利息については、基金からの借入金が50億円で、その利息の利率は0.01パーセントで、100日で借入が13万6千円を見込んでおります。

また、金融機関からの一時借入金は20億円で、その利息の利率は0.6パーセントで、50日の借入で164万3千円、総額で178万1千円を見込んでおります。

以上、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、選挙管理委員会の所管する予算の説明をお願いいたします。生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） 説明に入るまえに同席しております選挙管理委員会の職員をご紹介します。小松参事です。次に竹村主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは選挙管理委員会所管分の平成31年度当初予算につきましてご説明いたします。

はじめに、平成31年度に執行されます選挙につきましては、4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙、また、7月には参議院議員通常選挙の2件が執行される予定であります。

それでは、平成31年度当初予算概要の20ページをご覧ください。

2款4項1目1事業の選挙管理委員会委員報酬124万円につきましては、委員4名分の報酬でございます。同じく10事業選挙管理委員会事務費の39万9千円につきましては、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修の旅費などでございます。同じく50事業選挙管理委員会会費負担金の8万8千円につきましては、選挙管理委員会連合会に対する負担金でございます。

2款4項2目10事業の選挙常時啓発費の51万2千円につきましては、小中学生を対象とした選挙啓発標語、選挙啓発ポスターなどの入賞者記念品代や18歳到達者へのメッセージはがきなどの経費でございます。

秋田県議会議員選挙執行経費については、お配りしております平成31年度当初予算主な事業の説明書のページ1-1をご覧ください。

秋田県議会議員一般選挙の執行経費についてご説明いたします。予算額は、2,980万1千円となっております。30年度には、選挙の準備経費を計上しております。この選挙の財源といたしましては、全額、16款3項1目秋田県議会議員一般選挙費委託金が充当されております。事業の目的につきましては、4月29日任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙の管理執行を行い、選挙区における立候補者について大仙市開票区の得票数を確定させるための経費でございます。選挙の執行にあたりまして、選挙権年齢の引き下げによる若年層の投票率の低下が顕著なことから、間もなく有権者となる生徒を対象に、市内の高校において選挙出前講座を開催し、選挙を身近に感じ投票への関心を深めていただくための出前講座も引き続き行い、更に、若者など買い物ついでに気軽に投票できる商業施設での期日前投票所も継続しながら、投票の機会を図り、また、選挙期間中、FMはなびによる啓発や、スーパーでの店頭啓発活動なども行いながら、投票率の向上を図って参りたいと考えております。

次に、選挙の日程につきましては、告示が3月29日、期日前投票の期間は、3月30日から4月6日、投票日は、4月7日、開票は、投票日同日の午後8時30分から大曲体育館で行います。

次に、主な経費につきましてご説明いたします。投票所経費及び期日前投票所経費につきましては、投票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。開票所経費につきましては、開票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。ポスター掲示場経費につきましては、維持管理及び撤去費用などが主な経費でございます。その他の経費につきましては、選挙公報発行経費などが主な経費でございます。

次に、参議院議員通常選挙執行経費については、ページ1-2をご覧ください。

参議院議員通常選挙執行経費についてご説明いたします。予算額は、5,754万8千円となっております。この選挙の財源といたしましては、全額、16款3項1目参議院議員通常選挙費委託金が充当されております。事業の目的につきましては、7月28日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の管理執行を行い、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙における立候補者について大仙市開票区の得票数を確定させるための経費でございます。

次に、選挙の日程につきましては、公示が7月上旬予定、期日前投票の期間は、公示日の翌日から16日間、投票日は、7月中旬で、開票は、投票日同日の午後8時30分から大曲体育館で行います。

次に、主な経費につきましてご説明いたします。投票所経費及び期日前投票所経費につきましては、投票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。開票所経費につきましては、開票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。ポスター掲示場経費につきましては、掲示板の設置及び撤去、維持管理費用などが主な経費でございます。その他の経費につきましては、選挙公報発行経費などが主な経費でございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。
伊藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（伊藤直樹） 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。

説明資料の平成31年度当初予算概要によりご説明いたします。最後のページ、21ページをご覧ください。

はじめに2款6項1目1事業、監査委員報酬につきましては、46万8千円で前年度と同額であります。議会選出監査委員の報酬、月額3万9千円の12カ月分であります。

次に10事業、事務費等につきましては、53万円で前年度と比較し14万7千円の減となっております。内訳は事務局での経常的な事務経費となっており、監査委員と事務局職員の都市監査委員会総会及び研修会等の出席旅費や費用弁償として15万4千円、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として37万6千円などであります。

次に50事業、監査委員費負担金につきましては、5万2千円で前年度と比較して3千円の減となっております。秋田県、東北、全国のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、秋田県が1万8千円、東北が1万1千円、全国が2万3千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成31年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、明日8日、市民部と一緒にまいります。

【議案第52号～57号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第52号、「平成31年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第57号、「平成31年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件は関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） それでは、議案第52号から57号までの各財産区特別会計予算について説明申し上げます。

資料につきましては、当初予算概要の10ページをお開き願いたいと思います。予算書の方は267ページからとなります。

はじめに、大曲地域の2つの財産区についてでございますが、31年度は、更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものでございます。

内小友財産区特別会計の31年度の予算額は、108万5千円で、前年度と比較しまして、65万5千円の増となっております。財源の内訳のその他は、土地貸付収入が主なものとなっております。

次に、大川西根財産区特別会計についてでございますが、31年度の予算額は、46万2千円でございます。前年度と比較しまして、4万6千円の増となっております。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金や土地貸付収入でございます。

次に、協和地域の4つの財産区についてでございます。31年度は、大曲地域同様に更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものとなっております。

はじめに荒川財産区でございますが、31年度の予算額は、131万1千円でございます。前年度と比較しまして、84万8千円の減となっております。財源内訳のその他でございますが、財産区基金繰入金及び土地貸付収入などがございます。

資料は11ページになります。

峰吉川財産区特別会計についてでございますが、31年度の予算額は107万6千円で、前年度と比べまして189万5千円の減となっております。これは森林国営保険の減によるものでございます。財源内訳のその他は、財産区基金繰入金が主なものとなっております。

次に、船岡財産区特別会計についてでございますが、31年度の予算額は156万円で、前年度と比べ61万2千円の減となっておりますが、これも同様に森林国営保険の

減よるものでございます。財源内訳のその他は、同じく財産区基金繰入金が主なものとなっております。

最後、淀川財産区特別会計についてであります。31年度の予算額は、1,169万3千円で、前年度と比べまして748万9千円の増となっております。29年7月及び昨年5月の大雨で被害を受けた中淀川字蛇走の作業道修理に係る機械借り上げ料を計上しているほか、西・沼ノ上・川原の3集落が統合しました集落会館の建設に対する補助金が増というものが主なものでございます。なお、財源内訳のその他は、財産区基金繰入金が主なものとなっております。

以上、各財産区の特別会計予算について説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【第1日目 散会】

以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日午後1時から委員会2日目を開催いたします。

大変、ご苦労さまでした。

午後3時11分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男